

第15日目(3月16日)

議長(駒形正博君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は41名であります。

なお、井口實君、通院のため欠席。笠原幹夫君、通院のため午前中欠席。牛木智恵美君、家事都合により欠席。大平修平君、葬儀のため午後3時から早退。岡村松二郎君、家事都合により、1時から2時30分まで中退。以上の届出が出ておりますので、これを許します。

(午前9時28分)

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。

第31号議案、歳出の審議を続行いたします。第2款、総務費に対する質疑を続行いたしますが、まず昨日保留した答弁を先に求めます。

総務課長 昨日保留させていただきました答弁をさせていただきます。まず人間ドックの件でございます。人間ドックにつきましては、昨年の実績くらいでいきますと、大和町の方では50パーセントくらいの方が人間ドックを受診しております。人間ドックの方にまわった方です。六日町で63パーセント。合わせて平均しますと大体57パーセントの方が人間ドックを受診してございます。そのうちで大和と言いますが、市内の市立病院の受診率ということでございます。合わせますと、82.4という数字が今出ておりますが、ただ健友館の職員の皆さんが意識的に自分のところで受けなくて、他所の施設のその人間ドックの視察と言いますが、どんなやり方をやっているかという勉強のために他所で受けているということがありますので、それを合わせますと大体90パーセントが市内ということでございます。それで人間ドックの費用につきましては、職員につきましては健康診断を受ける、受けさせる義務が事業所にあるわけでございますので、その健康診断に代わる部分ということでやっておりまして、健康診断の経費相当分、一人当たり8,000円を一応予算計上しているところでございます。ドックにつきましては以上でございます。

それから初任給の格付けの件でございます。広域連合の予算書との金額の違いということでございますが、当市の予算書の大学卒業初任給の基準、17万700円という数字、これが2級の2号という給与でございまして、大学卒の上級職員の採用された場合の初任給でございます。したがって、南魚沼市の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則のなかにも、別表1ということで、表示されておりますが、正規の試験の上級職を受けた場合につきましては2級2号、中級につきまして1級5号、初級につきまして1級3号級と、こういう基準になっております。それでその他高校卒業、1級2号という基準になっております。私ども、大学卒業を採用する場合につきましても、試験の内容といたしましては初級試験で採用しております。したがって、大学卒業の方につきましても採用のときにつきましては1級の3号から始まるということでございまして、ただ、給料表とか、この基準表のなかには上級試験で採用の場合につきましては大卒の2級2号ということで、大卒の上級試験採用の表がここに掲げられてあると、こういうことでございます。

それで連合の方でございますが、連合の方の18万4,000円の表につきましては、これ

も今度は大卒の基準がちょっと変わりました、一種、二種、三種というふうになったんですが、大卒の上級のなかも2つ一種、二種がありまして、そのごくのエリート部分の初任給の表ということでございます。この表につきましては、現在のところはどちらもそういう採用をしていないと。ただ、いわゆる基準として設けられているということでございまして、現在はこれを使用していないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

企画情報課長　それでは昨日の委託料の関係は、今日、お手元の方に配布されたとおりでございます、委託契約を結ぶにあたりましては、一応精査させていただきまして、契約をしているという内容でございます。

2点目の自動交付機の関係でございます。3,164万4,000円の内訳でございますけれども、自動交付機本体が1,200万円。それと合わせまして、これに付随するカードリーダーだとか増設費、機器の設置費を含めまして1,850万円が自動交付機にかかる。それから自動交付機の制御ソフト並びに文字の開発費というようなことで、約400万円。それからデータの移行費ということで、これは住民票並びに印鑑登録というような関係のなかで、これが約763万円、合わせまして3,013万円ほどあります。それに消費税ということで3,164万4,000円という内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

議　　長　　ただ今の答弁に関連して質疑があれば。

遠山　力君　それではもう1回だけお聞きしますが、そうしますと大学卒の場合は初級で受けてもらって、1の3で入るといのはいいんですけど、ここに表にする以上はやっぱり揃えるべきではないかと私は思うんですけども。それからもうひとつ、国の制度の方ですが、ごくごくのエリートなんていうのは表に載せなくて、やっぱり市のものと連合のものは揃うべきじゃないかと思ひます。同じように扱っていれば問題ないのですが。それから大卒の連合の方の16万200円というのについて、どういのかは先ほど説明なかつたようですけど、お願ひします。それだけお聞きします。

総務課長　ちょっと説明が悪かつたようでございまして、大卒の場合ですが、現在連合につきましても当市につきましても、大卒の試験をしておりません。ですので初級の試験でございますので、高卒のという、何て言ひますか、1級の3号から始まります。大卒の人につきましても、1級の3号に4年間の経験を加えたところに格付けされると、こういう内容になっておりますので、大卒の方でも16万200円に格付けされると。ですので連合の方につきましては、実際実務で現在格付けしているところの数字を入れたということでございまして、私どもの方は一応基準にある大卒の上級試験を採用した場合についてを入れてあると。その違ひがありまして、連合につきましても当市につきましても、大卒の初任給の格付けにつきましては16万200円、高卒の試験をいたしまして4年の経験年数と、こういう扱いにしてあります。ちょっとこの表につきましては今後連合の方と調整をとりまして、同じような扱い　扱ひは同じにやっておりますので同じような考え方で進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議　　長　　ほかに今ほどの保留された答弁に対しての関連質問を優先します。

関 進君 私の勘違いであればあれなんですけれど、この今日いただいた資料ですが、当初の見積りが1億8,000万円、契約が1億3,000万円ということになっているんです。安くなるのはいいと思うんですが、あまりにも差額が多いんですが、当初の見積りというのはどうやってこれだけの数字になるのか。同じことをやってもこれだけのダウンができるのか。勘違いならあれですけど、普通こんなに・・・何かちょっと考えにくいので、勘違いであればいいんですが、その辺。

企画情報課長 当初、それぞれの電算、そこに書かれてある業者さんから見積りをいただいたわけでございます。それでこういった統合というようなかたちのなかで、経費の節減を図らなければいけないというようなかたちのなか、再三にわたりまして、前回の質問者にも話したように、他の地域とのバランスとかそういったものを考慮し、交渉していった過程のなかで価格を減らさせていただいたというようなことでございます。私が実際その立場で当時はありませんでしたので、経過的に把握していませんけれども、そういった過程を踏まえてなるべく見積金額を点検しながら、なるべく相手さんに勉強させるというようなかたちでもって折衝していたという内容でございますので、お願いします。

関 進君 そうすると早い話が、当初の見積りと同じではなくて、節約されるところを節約するとか、削られるところを削ってこれだけ金額が落ちた。このように理解していいんでしょうか。

企画情報課長 こちらの方で求めた製品を減らすということじゃなくて、そういったこちらで要望のものを応えていただくのは全部入れていただいたなかでの、サービスの提供価格を低くしていただいたという考え方です。あとはここに記載されていますので、お願いいたします。

和田英夫君 いわゆる各種審議会の特に外郭団体の負担金について、おそらく一般会計、特別会計含めて総務課なり財政課でその辺はつかんでいるのかなということで質問させていただきます。今年の予算編成の基本的考え方のなかにも、いわゆるその負担金等について整理するところは整理するというような考え方で臨んでいるということです。かつて大和町時代もいわゆる外郭のいわゆる協議会、審議会等が200前後あった時代がありました。おそらく六日町も数的にそう変わらないと思いますが、この合併して新年度ここでいわゆるその外郭団体といいますか、各種の協議会への負担金はどの程度精査されてあるのか。ちょっとそれは総務課や財政課でそれは把握しているのか、各課ごとにまああやっているのかちょっとその辺。おそらく大和の場合はかなり当時の総務課でその辺掌握して整備、縮小、廃止、見直しという考え方でやられてきたと思うんですけれど、この新市においてはどういうことになっているのか。

それから税務課長、決算審査のときにちょっとそんな議論したわけですが、農業の所得申告がいわゆる目安申告、あるいは収支申告、青色申告ということで、これが経営規模によってかなりその目安をやめて、青色に向かっているわけです。そこで町税費の絡みになると思うんですが、確かにいわゆる目安申告から収支申告ということになると、今度は農業者自身

が、かなり記帳なりあるいは申告のやり方を勉強しなければならないわけです。そういう面でのいわゆる指導会的な 取るだけ取る、あとは知らんということではなくて、時代が変わったんだからということで、指導会的な のは考えられているのか。現実にはその時期になると J A 農協が何回か指導会を、記帳の指導会をしているわけですが、なかなか初めての方々は 1 回、2 回あるいは 1 時間や 30 分聞いて覚えられるもんじゃないわけです。私はかつて大和のときに収支になると合法的に増税策じゃないかと言った、当時の税務課長が、言われればそのとおりだと。合法的な増税だと。いわゆる目安割合から収支になるということは、結果的にそういうかたちが出るという議論をした経過があるんですけれど。いわゆる申告の所得申告に対する指導会の考え方を。

財政課長 ご質問の前段の負担金、補助金の関係でございます。これは合併の前段にそれぞれ両町の関係する課同士でその辺の調整をしていただきましたので、その後における予算編成上の全体的なそうした部分は財政の方でちょっととっておりませんでした。そういうことでございます。

税務課長 お尋ねの件でございます。1 点目のその農業所得に関する指導会の件ですが、おっしゃるとおりなんです。比較的経営規模の大きい方の方が記帳もちゃんとなされる習慣だろうと思いますし、場合によっては控除を受けるために青色、あるいは白色をちゃんとなさっている方が多いと思われまます。それで今年現在で 250 人という数字を大和さんのケースで上げさせていただきましたけれども、毎年の中頃までにだんだん増えていって、19 年 2 月の申告からは全部になるわけですから、関係する農業者の方は皆出て来ると。どうするかというのは実は大問題だろうと思います。私も若干今回、前半の確定申告の現場に出たわけですが、問題はやっぱり来る方も非常に一生懸命なんだけども、今までの習慣から拝見するに、「何でもないけどお前ら適当にやってくれないか」というような極端な話がそうなりがちなんで、いかに今度は出してもらおうかということです。ただ国が言っているその基本的な所得の把握からいけば、国の法律のとおりというのは全くもっともなんですけども、じゃあこの地域の実情に合うかということ、合うといえどまあ合わないわけですね。そここのところのギャップを埋めるのを、今もおっしゃられた指導会もそうなんですけども、私はやっぱり農協さんもそうなんだけども、どっちかと言えば平易な記帳方法 これは私のアイデアですから、まだあまり言っただけとはいけないことかも知れませんが その平易なやり方というのはやっぱり教えるとおかしいですけども、PR していくことによって基礎数字が違ってくると思うんです。何でもないからやってくれ。これはお手上げになるわけで、何か材料を提示していただければそれなりの、初めてコミュニケーションと言うんでしょうか、話ができるものですから。そういう指導会も含めていわゆる今の農協さんのやっている記帳方法もさることながら、もうちょっとさらに平易な方法があればいいというのが、今のところの感想です。それを担当とちょっと詰めまして、なるべく今後増えるそういう方に対してご協力をいただけるようなシステムを考えたいと思っております。

2 点目は合法的増税という表現がどうかということもでございますけれども、国に言わせれ

ばというか、私どもから言わせれば、今までまけておいたからちょっと正確にいただきたいという言い方もできるわけですから、私の立場としてみれば、増税という言い方はしたくないでございますが。受け止め方によってはそういう受け止め方もありうるのかなと思います。ただ、いずれにいたしましても、税体系そのもので職業によってあまり差を設けないと。ちょっと産業によってですかね。これはやむを得ないと思いますので、先ほど前段のお話で申し上げましたことを含めて、なるべくその納税の方々の実態に合った方法を、十分満足できるかどうかわからないけども、私どもが提供するという姿勢で参りたいと、こういうことでございます。

和田英夫君 負担金のことですが、これはどこの議会でも議論はあると思うんですけども。例えば、建設課なら建設課、農林課なら農林課で結構ですが、その課で関連する外郭団体のこの負担金をもう削れと、こういう議論をすると、当時やっぱりそんなことすると例えばその建設課予算が削られてしまうからうっかりそんなことは言われぬというようなことです。今、財政課長が言ったように、なかなかその課ごとでそれを整理というのは非常にある面難しさがあります。財政課長は大和のとき総務課長で、当時は内部組織あるいは外郭という振り分けをしながら、見直し、縮小、廃止あるいはさらに増額というようなことで、整理された資料を私は持っているんです。そういう面ではちょっと、市になってから各課に任せるとするのは、ある面ではそれもひとつの理屈はたつが、ちょっといわゆるその各種協議会、審議会に対する負担金を時代に即応して見直す、廃止、あるいは増額ということについては後退しているんじゃないかという気がします。市長の見解を伺います。

その後、税務課長。既に所得申告方法が、かつては所得標準申告から経費ということになってから、収支で移り変わりでもう既に何年か経っているわけですが。新しい市ですからどうしようもないと言えば、ないわけですが、指導体制がちょっと遅れているんじゃないかと。税務行政として、遅れているんじゃないかという気がします。このへんはその税務課長の考え方でいいわけですが、ある程度これはなかなか1回、2回聞いて解るものじゃないから、早急にその指導を体制、環境と言いますか、それを作り上げていわゆる納税者なり農業者に日頃そういう面での心がけをさせておくという必要があると思いますが、その辺について。以上、2点で終わります。

市長 この各種団体の補助、負担関係。施政報告のなかにも載っておりますけれど、28億円からあるということでありまして。それぞれでありますけども、予算査定の際にどこのということは申し上げませんが、一応金額を減らしたり、それから存廃も含めて、やっぱり検討しなきゃならぬと。これだけ合併が進みますと、今まであったその体質でいいのかどうか。あるいは必要なのかどうか。その辺も含めて今年1年かけて検証するということがありますし、実質的に減額をしたという部分もございまして。商工会とか観光協会とか、こういう大きな部分につきましてはなかなか、これはなくするというわけにはいきませんが、ある意味でちょっと工夫を凝らして、これだけの金額の範囲でやってみてくれとか、いろいろ工夫をしながら今年は一応査定したつもりであります。今おっしゃった

ように当然必要でないという部分もこれから出て来ると思うんです。塩沢さんが入ればなおさらですね。郡内のなかで4町あったときのそのままの団体という部分もありますし、そういうことも含めて、検討をきちんと加えていかなければならないと思います。今年度予算、この17年度に限っては組織の存廃までは話はしておりませんが、負担、あるいは補助的で数字を減らしたという部分も幾団体かございます。基本的には先ほど申し上げましたように、存廃も含めてきちんとこれからまたきちんと検討していかなければならないことだと思っています。

税務課長　今おっしゃられたとおりであると思っています。ただ今後を申し上げますという、そのとおり努力をするということにさせていただくわけですが、やっぱり1点、一番難しいと思いますのは、その意味では今までお上のやったことだから任せますという極端な方もかなりおられるようですし、また同時に私どもがお年を召した方に対しても親切にしなければならぬと十分思うんですけども、ギャップの大きさというのがありますものから、いろいろご指導いただきながら頑張っ参ります。

岡村雅夫君　3点伺います。1点は聞き漏らしたかと思えますけれども、55ページ、顧問弁護士報酬というのがありますが、74万円です。それについて裁判中という言い方がありましたが、私たちは何を裁判されているのかということがちょっとわからないもので、お聞きいたしたいと思えます。

それから69ページの北里学院についての実習用機器購入補助金というのが100万円上がっておりますが、私はその前項に書いてある北里学院通学路防犯カメラ設置補助金という、これについては当然のことだろうというふうに思えます。しかしこういった大学内の問題についてこういった補助金というのはちょっと例がないのではないかなというふうに私は感じたんですが。過去には用地交渉からまたいろいろな面でのインフラ整備というのはやられてきたわけでありまして、また学校法人であれば固定資産税の免除とか、そういったその法的な裏づけもあって、それなりの恩恵があったのかなというふうに私は思っています。インフラ整備については私は当然のこと整備をしていかなければならないと思うんですが、直接こういった補助というのはどういった根拠なのか。今後またこういうことでいくらでも考えていかれることが　それは国際大学にいたしましても、何にしましても、あるいは各種機関にしても　こういうのはどういった裏づけでこういうかたちなのか、ひとつお聞きいたします。

次に71ページの開発センターと公会堂予算についてであります。開発センターについては2,970万3,000円と、公会堂については636万2,000円ということになっております。これについて若干の資料を私が見たなかでは、開発センターというのは大和町1ヶ所でありまして、旧六日町には多分3ヶ所、旧村のところにある、ようするに支所だったと思うんですが、そこが開発センターというかたちになっているのかなという感じでいます。それについて利用度あるいはその機能について、大和の開発センターとはちょっと違うのではないかなと。開発センターのなかで考えて見ましても、開発センターの内容が違っちゃいない

かなという感じが私しました。特に人件費の問題で違います。それは業務内容が違うのではないかなというふうに考えておりますが、その辺の説明をひとつお聞きいたします。

昨日の合併特別委員会で私申し上げましたが、支所機能という旧六日町のこの機能を考えますと、元の役場を支所機能として残した、そのかたちが継続されているのかなという感じが私はしています。しかし大和町の場合はそういう機能はなくして、委託費というかたちで大体60万円そこそこを出して管理をしていただいていると。それに大崎農業会館あたりの、今度は公会堂でありますけども、区が補助金を出して上乘せをして、職員を1人頼んでいる、というようなかたちであります。その辺実情に合った予算編成をしたということであればですが、私はこういう機会に六日町方式がいいのであるならば、そういうふうに合わせる。機能的にも同じ機能を持たせるといような検討はされたのかどうか、ひとつその辺を私はいかがなもんかなというふうに思ったわけではありますが、考え方を伺います。

総務課長 顧問弁護士の件でございます。定額が24万円。月2万円で1年間24万円ということでございます。それから今訴訟中という表現をした案件につきましては、大巻小学校の旧跡地につきまして、境界争いの訴訟をしております。これにつきましては一応判決が出ました。出まして今確か控訴期間2週間だったと思うんですが、一両日中に期限が来ると思いますがその裁判をやっている。その費用につきましてはまだ支払っていないということございまして、その費用も今後想定される。それとその他案件等もいろいろのケースがあるものですから、一応予算としてはちょっと確保していただきました。こういうことでございます。

企画情報課長 北里学院に対する補助金の関係でございますけれども、実習用の補助金ということであります。議員さんもお承知のように北里と大和病院、協力体勢非常に密にして参ってきておるところです。それとまた合わせまして地域における貢献度というようなものを考慮したなかで、本年4月1日に保健看護科というのが設置されるというようなことなかで、学校側からとしてはこれらの学科の開設に伴いまして、初年度からそういった機械、機器をかなり揃えてはありますけれども、それ以上にまた整備したいというようなかたちのなかでの要望がございました。それで現在も図書館等を一般に開放してございます。地域の学生並びに近隣病院で働く看護師の方々からも、毎日夜8時まで開放し利用していただいております。それで学校ばかりではなくて、こういった地域開放のために使われる機材、そういったものを揃えたいという要望がございました。そのなかで先般言いましたが、1,200万円くらいの機械の設備だったんですけども、そのなかの一部を市として負担をするという考え方でございます。それで学校側からとしましてもこの件につきましては、本来ならばこういった趣旨は趣旨でありまして、自前で揃えるのが当然だというような考え方は持っていたわけなんですけども、この三位一体改革のなかで補助金等の削減で国から出なかったとか、というようないろいろの状況もありまして、当面こちらの方に要請が来たわけなんでございます。それにあたりまして、今回100万円という補助金を出したいという内容でございます。

財政課長　それでは開発センターと公会堂の管理委託の件につきましてお答えさせていただきます。ご指摘のように大和町と六日町のセンターの管理方法が大きく違っております。ざっくりばらんにその辺の違いをちょっと申し上げてみますが、大和町では農業会館、三用のセンター、まほろば、それから東の開発センター。これは月7万5,000円、年間90万円で地元の方、あるいは地元の団体等に一括してもう管理をお願いしているということであり、それから六日町の方では城内、五十沢、大巻のそれぞれの3施設のセンターがござい、これにつきましては、センター長1名、用務員1名、それから夜の宿日直、これをそれぞれ委託をしております。したがって管理費が大幅に違ってきておりますが、予算上全体的にこの部分を相対的に割りますと、1ヶ所740万円くらいかかっております。大和の方は90万円というようなこと。この違いは何かということですが、質問者がおっしゃられておりましたように、六日町の開発センターというのは支所的機能を担わしているということであり、この委託の内容を見ますと、庁舎の施設の一般管理。それから地域の陳情、苦情、各種証明等の取次ぎに関すること。それから各種団体の指導、及びその別に定める団体の事務処理、公民館の分館活動の事務処理、これは会計処理等も含めてのことのようでございます。それから社会教育、社会体育活動の推進活動、その他市長が指示すること。そのほかに用務員につきましては、その地区内の郵便の配達、庁舎のいろいろなそうした清掃等もありますが、郵便の配達を主にやっていたというふうなことであります。したがって合併にあたりまして、このへんの統一する調整も進みましたが、業務内容が大きく違っておりまして、なかなか統一というふうなところに至りませんが、これは本年度の当初予算の市長査定のなかでも、特にこの部分については市長の方から予算が通過したらひとつ地元の議員の皆さんとその辺の話し合いをちょっと始めてくれというふうなことで、指示を受けていますので、どうしたやり方が一番いいのか。大和方式を六日町の方にあわせるのか。財政担当から言わせてもらうと、大和方式を六日町の方にあてたいというふうな気持ちもあるわけですが、それは地元とのいろいろなまた折衝もありますし、それからやっぱり長い伝統と言いますか、そういうなかで培われてきた今の体系でござい、それらも十分加味しながら今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。

岡村雅夫君　顧問弁護士については了解です。

北里学院の問題について私は相互に関係を持つということは否定するものではありません。しかし三位一体という言い方を今されましたけれども、この行政自体も市自体も三位一体のあり方をくっているという財政状況であります。そうしたなかでこういった直接大学内の問題について、こういった補助金とかたちで執行するのは私は健全ではないというふうに思います。今回限りの問題であるとしたならば、私はそういうふうに説明を聞いたつもりです。ようするに今年4年制の大学に昇格したということで、協力金とかというふうなかたち、あるいはお祝いのものとして今回、日頃の今言われました図書館の開放とか、あるいはセミナーの開催とか、いろいろの問題で貢献していただいているので、お祝いとしてこれを

出したというような名目ならいいんですが、今ほどの説明でいきますと今後引き続くと、引き続く可能性がある。そうでしょう。だから説明ではそういうふうに分かるということなんです。いいですか。そういうことに私は感じましたので、今ほどの説明は今回限り、そして私は名目は好ましくないということを指摘させていただきます。

次に開発センターと公会堂の問題でありますけれども、私はこれはやっぱり合併協議のなかでどうされたのか、問題にならなかったのか。これをやはり予算をつけてからやるという、これから地元の議員と調整をしてなんていう話をする事自体が、ちょっと考え方がおかしいのであります。今後こういった住民にサービスするためには、今の六日町方式がいいのだということが残したのであるならば、これからこういった機能で住民サービスしていくのかというところの議論が必要なんだと。私は六日町方式を止めるという話をしているんじゃない。その過程が大事なんだ。そしてこの機能について聞かせていただければ。公民館の分館機能を持っているようであります。大和町はじゃあ公民館の分館はどうなっているかということがどういうふうに分かるのか。社会教育課で一元化しているような感じで、若干の地元の協力員を得てというかたちで運営されていると思うんです。陳情、苦情の窓口、それからあとは公民館みたいな感じですよ。そして郵便配達というのは、これは市役所からの郵便ですかね。それから業務をやっぱりきちんとどういった経過でこういう見直しをされて、そしてこの自信を持った予算案を作ったわけですから、それをやっぱり説明を今一度教えていただきたいなというふうに思います。

市長 北里学院の件は議員おっしゃったように、北里さんも4年制の学部の設置の検討を始めて、それからさっき申し上げたひとつ始まった学部があります。特に私は4年制の学部ということに北里さんが取り組んでいただいているということで、非常にありがたいことだと。そういうことのためにであれば、当然補助も出すしということで、金額的には1割弱でありますけれども、そういう気持ちで北里さんへ、今回補助を出したということあります。継続とかそういうことではありません。また特別事情が出れば、それはまたそのときの話ですけど。とにかくこの地域に4年制の看護学校であっても何でも、まず4年制の学部、大学ができる、そういうことに大きな期待を込めての補助金でありますので、よろしく願いいたします。

開発センターにつきましては、私の基本的な考え方は、財政当局は非常に嫌がるでしょうけれども、これは、合併によってやはり地域コミュニティを失ってはならないという、そういうことの基本的な考え方から六日町方式的なことを、これから模索していこうということです。ただ開発センターのセンター長、あるいは郵送配達の用務員、そういうことを今は委託でやっているわけですが、これをじゃあ例えば職員でやればどうなるかとか、そういうことも含めながら後退はさせない。地域コミュニティを後退はさせないという信念でありますので、大和地域の方にそういう機能をこれから増やしていくと、そういう思いであります。

岡村雅夫君 最後の問題で市長の姿勢と財政担当は大和方式と、こういうことでありま

す。私は一言付け加えさせていただきたいのが、公民館の関係で社会教育もろもろの職務がありますが、分館長さんが大変難儀をしております、今。ですから今市長がもしそういう考え方であるとするならば、この分館機能というのを、公民館の分館機能というのを合わせてやっていただくと、非常に分館長はやり易いのではないかなというふうに考えますので、ぜひひとつ考えていただきたいと思います。

市長 当然その分館機能をきちんとしなければ、本来の地域コミュニティにならないということですから。ただ長年、大和さんは大和さんなりのことをやってきていた。六日町は六日町なりのことをやってきていた。ここで今年度から直ぐパタンと揃えろということにはいきませんので、それぞれ議会の皆さん方や地域の皆さん方と相談をしながら、どういう機能が一番やはりいいのかと、そこらを模索しながらということですので、よろしく願いいたします。

牛木茂雄君 1点だけ、59ページ中ほどの行政区交付金の件ですが、報酬というのを交付金に切り替えたわけですが、明らかに市と行政区の関係がそれなりに私は変わってきたのではないかなと思います。具体的なことで質問いたしますが、その報酬を払わない行政区はないと思いますし、また源泉徴収をした行政区も全然ないのではないかと考えております。したがって、こういうようなかたちになってくるとすれば、それなりに行政区に対しての指導が必要ではないかと思えます。はっきり言えば税務署からでも来てもらって、その初めの区長会、行政区の区長会にでも説明してもらわないとそれこそ隣組長の報酬まで、はっきり言えばかかって来るわけですが、源泉徴収しなければならぬような感じになってくると思いますが、この点の対策の方はどうしておられますか。

総務課長 従来、行政区の区長報酬ということで支払っておったところでございます。そういうなかで、今ほどお話に出ました源泉徴収の部分につきましては、私どもが支払ったものがそっくり区長さんのところに行ってるケースと、また行ってないケース、それを分けているんな事業に使って、そのうちの半分が区長さんのところへ行ってるとか、3分の2が行ってるとかというケースと色々なケースがあります。そんななかで、なかなか源泉徴収に馴染まない部分もありました。大和町の方につきましては今まで源泉徴収されていたということでございまして、今年度は合併したときにつきましては源泉徴収票は出しましたが、徴収は事業進んでおりましたので、徴収はしないかたちで今こうしております。そんななかで確定申告で今対応していただいております。

地域の自主性、いろんな使い方があります。そこで私どもは地域に交付金というかたちで地域の活動に対しまして、交付金というかたちで交付したいと。そんななかで地域でいろいろ検討していただきまして、どういう使われ方をされてもよいと。区長さんの報酬に払ってもいいですし、他の事業に使ってもいいですし、また伍長さん、いろんな方が部分的に分けてというところも現実にあるかと思えますが、そこにはタッチしないようなかたちで、させていただきたい。それと直接区長さんが私ども、市の計画に沿って集まっていたり、会議していただく部分につきましては、報酬費で支払い源泉をさせていただきたいと。それ

につきましては3回程度予定していると、こういう内容でございますので、その先の方につきましては、あまり明快なお話はできませんが、そこまでは触れないでいきたいと、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

牛木茂雄君　私が尋ねたのは源泉徴収を隣組長さんまでしなければならぬような状態が出て来るのではないかと、ということをお心配して質問したんですが、全然総務課長の方はそういうことを考えていなかったということでしょうか。

総務課長　そこまでは私どもは考えておりません。そのなかの方の事業で、事業者としてかなり支払いが出る部分につきましては、源泉徴収していただかなければならぬ部分が出るかも知れませんが、私どもとしてはそこまでは想定しないなかの事業でやっていただきたいと、こんなふうにお心配しているところでございます。

牛木茂雄君　私がお心配しているのは、行政区に源泉徴収を本当にさせなきゃならぬ、これはどちらかと言えば税法の問題になりまして、税務署の問題でございますので、それ以上の答弁をあれするわけじゃないんですが、ここは大きな問題があるということだけ、ご指摘してもう答弁はおりません。

上村 守君　81ページ、交通安全対策費であります。我が町といひますかね、浦佐幼稚園の裏に交通公園というのがあるんです。この維持管理を、やるための費用というのがもられて、学校の生徒さん、児童の皆さんには交通安全教育をしていこうやということで、交通公園を大事にしてきた経過があるんですが、管理委託料1万円というのが、これがそうなのかわかりませんが、どうするつもりなんですか。

環境課長　お答ひいたします。主に小学校の自転車教室を対象に屋外でやっていたんですけども、本来の目的を達した、ということは各小学校の体育館の中で地元の派出所等をお呼んで、体育館の中で児童教室をやっていますので、屋外での研修と言ひますかは終わったということで、一応今回施設の残っている電気料等だけを計上させていただきますし、これを今度一応、管財、財政係の普通財産として管理していただくように今、お願ひしているところでございます。

上村 守君　旧大和町時代は、この交通公園と浦佐の定高の跡地を活用して、何か地域活性化の事業を組めぬかというようなことも提言をしたことがあるわけですね。普通財産にする、あるいはどこの町にも持っていけぬか、定時制高校の用地もあるわけですが、今後、市長、あの用地、学園都市のど真ん中、学園構想のど真ん中にあるわけですが、こういうものをどう活用されるつもりなのか。市の貴重な財産ですから、どう活かされていくつもりなのか、今後の方策をひとつ聞かせて下さい。

市長　今お聞きしましたら、まだ県の所有地だということでありませぬ。それらをどうすればよいのか。まだ私は全く検討したということもありませんが、今ご提言受けましたので、その土地利用・・・交通公園は今、課長が申し上げたとおりで、これはいわゆる交通公園的な部分としての目的はもう達成したと。ですから普通財産に下ろしてこれをどう活用するかというのは、まだ特別どうしよう、ああしようという考え方持っておりませぬ。

けれども開発公社の所有地等も含めての土地利用の検討委員会から出されている、これは旧六日町であります、そういうことも一緒に考え合わせながら処分するのがいいのか、あるいは開発的に使用させていただくのがいいのか、これから考えますけれど、今ちょっとまだ考えがそこに至っておりませんので、そういう答弁ができなくて申し訳ないです。きちんと検討させていただいて一番よい方法を考えたいと思っております。

上村 守君 定高のグランド県有地、指摘されたとおりなんです、あの当時2億円とか、3億円とかとってとても高くて手が出せなかったんです。今、交通公園がこういう状態であれば、さっきも言いましたように学園都市の中心地にあって、非常に有効な土地ですから、これも前に言ったんですが、個々にばら撒きではなくて集中投下をできるものを。私は土地はいくら県が持っているかが何しようが、新潟へ持っていかれませんから、その地元にある有効な土地は地元としてきちんとした計画を立てて、計画的に活用していくということが大事だと思いますから、市長に特段のご配慮をお願いしたいと思っております。

議 長 総務費に関する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第2款、総務費に対する質疑を終わります。次に第3款、民生費の説明を求めます。

福祉課長 (説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議 長 説明の途中ですが、休憩をします。11時再開をします。

(午前10時46分)

議 長 休憩を閉じて、会議を再開します。

(午前11時00分)

議 長 第3款、民生費の説明を続けます。

保育課長 (説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議 長 民生費に対する質疑を行います。

牛木芳雄君 2、3点お願いをしたいと思っております。一時保育についてであります。何人かの質問に対して市長の答弁のなかで、一般質問ですが、六日町地区でも一時保育を各地で1ヶ所くらい始めたいというふうな答弁があったわけでありまして。私たちは合併をする前に大和町の施設を見させていただきました。このなかで三用保育園を見せていただき、この設備のなかで一時保育をやっているんだということで、いい制度があってそれぞれ町民の皆さん方が助かっているなというふうな感想を持ったわけでありまして。ぜひ合併をしてもこの南魚沼市で一時保育をやってもらいたい、こういう希望があったわけでありまして。市長の所信表明にもなかったわけですし、各論のなかにもなかったわけですし、予算措置としてどういふふうな、どこにその市長の一時保育をやりたいというのが現れているか、それをお聞かせい

ただきたい。本当に各地で1ヶ所くらいでやれるのか、やれないのか。あるいは保育士の体勢はどうなるのか。その保育園の例えば改造と言いますか、そういうのはどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたい。ということは三用保育園では多分私の記憶では専門の部屋があったかなというふうに記憶してはいますが、そういう対応はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから96～97ページですが、臨時保育士、臨時職員の対応です。今、課長の説明では39名の臨時の皆さんがいるというふうに言われました。以前、特に六日町ですけれども、その臨時保育士はいわば保育免許を持っていない皆さんもいたわけですし、何人かの議員から指摘があって、きちんと保育免許を持った方に臨時保育士として勤務をしていただいたらどうかという声が、指摘があったわけです。その時点で何人かの資格のない臨時の保育に携わる皆さんが首を切られたというふうな経過を私は認識をしているんですが、この実際の39人のなかで現場の保育に携わる皆さんで、保育免許のない方というのは何人くらいおいでになるかをお聞かせいただきたいと思います。

100～101ページです。砂の購入費というので20万円ほど載っています。これは多分園庭にある砂場の砂だと思うんです。なかなかこの砂場の砂というのは開放されていますと、例えば、あまり野良犬はいないわけですが、猫等の排泄物がやっぱり入り易い。特に健康面で心配されている面がいっぱいあるわけです。簡単にこの砂を消毒するような業者も長岡だかどこかにあるわけですし、出張しながらそういうのができるというふうに私はわかりますが。それを昨年の六日町の予算のなかではあったわけですが、今回はなくて砂の購入費となると、それぞれの保育所で順番と言いますか、計画を立てながら砂を入れ替えていくのか。あるいは砂の消毒というのは今回ないわけですが、そういう消毒等についてはどういうふうに考えているのか。3点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

保育課長　それでは3点ほどのご質問かと思われませんが、一時保育の関係でございます。今ほど議員言われるように、今までは旧大和地域1ヶ所でやられておったわけですが、新しくこの新年度からは六日町地域でもやるということでありまして、それぞれ一時保育をやるにはそれなりのやっぱり専門の部屋と言いますか、ある程度特別な部屋が必要なわけでございます。ご存知のように三用保育園につきましては子育て支援センターが併設されておるところでございます。ですので、そういったところでやっていこうということですので、当面六日町地域においても、支援センターのある場所が17年度は2ヶ所になるわけでございます。全ての保育所で全部一時保育をやれるかということについては、今のところ、まだ施設面もありますので考えておらないわけですが、拠点化をするなかでやっていきたいということで考えておるところでございます。

それから臨時保育士の関係でございますが、保育資格のある者が何人かということですが、17年度における臨時保育士の配置のなかで、資格がないという方はおりません。したがって全臨時の方であっても、それぞれ経験を積んでいる方も相当おられますし、新た

に採用される者につきましても資格は必ず条件だということでもありますので、資格のない方というのはおらないという内容でございます。

それから砂の購入の関係でございますが、確かに砂の入れ替え等でこの年度ここで予算化をしてございます。消毒の関係についても毎年定期的に行っておりますので、特段その部分だけが目だしが出ておりませんが、現場においては適宜対応をしているところでございますので、しないということではありません。ですのでお願いいたします。

牛木芳雄君　じゃあ1点お願いしたいと思います。最初の一時保育ですけれども、市長は各地で1ヶ所であるということですので、私は六日町地区、大和地区の地区だか、あるいは六日町のなかの五十沢、城内、大巻の地区だか、その地区がちょっとどれを指して地区と言ったのかわかりませんでしたから。となると2ヶ所くらいをやりたいと、こういうことですね。そうするともう何日もしないうちに新しい年度が始まって対応を直ぐしなければならないわけですけれども、そういう前々からその計画はあって、市長がこの一般質問にそういうふうに答えたのか。あるいは、失礼ですが、質問があったから頭に思ったことをぽっと言ったのか、それはわかりませんが、直ぐ、直ぐです、もう15日もすれば新年度が始まるわけです。そういう対応はきちんとそのなかで取られているのかいないのか。先ほど課長の答弁にあったように人的配置も然り、あるいはスペース的にも然り。私たちは初めてこの議会で聞いたわけですから、きちんと対応出が来るかできないか。あるいは市民に対する啓蒙と言いますか、お知らせですよ、どういう方法でお知らせする。今保育園に通っておられる家庭の方々は、例えば保育園だよりのようなものでわかるわけですけど、ただ一時的に預けたい方は、理由を問わないと市長は答弁していました。いかなる理由であっても、臨機応変に対応したいということですから。そうするとこれからそういうことを始めるにしても、わからないでいたという方があってはかなわないということであるわけでありますから、そこらあたりの対応をきちっとやっていただきたい。ぜひともこの一時保育というのはね、私はいいいことだと思いますので、全面的に賛成するわけですし、いいわけですが、その対応が後手後手にならないようお願いしたいということで、もう1回お願いします。

保育課長　お答えを申し上げますが、議員言われるように、初めて六日町地区に導入するわけでございますので、ご指摘のように募集のなかにその一時保育が六日町のところで行われるというのは、ちょっと時期的にずれていましたので、そのPRはしてないことは事実です。したがって、直ぐ4月1日からその体勢が取り組めるかというのは、皆さんにお知らせをした後にできるかという体勢にはなっていませんが、早急に何らかのかたちで通園している皆さんにはお知らせをすると共に、保育園に入っていない人たちにもお便りを差し上げる仕組みになっておりますので、そういう組織を通じてお知らせをしていきたいということでございます。人的な配置につきましても、それなりに人員を配置をしたなかで対応していただいております。ただPRがちょっと間に合わなかった点はお詫びを申し上げますが、早急に対応させていただきたいというふうに考えております。

和田英夫君　関連ですが、実は私は昨夜、たまたま南魚沼市の市のホームページに訪問

してきました。ここにコピーをしてきたんですけど、確かに子育て支援の関係で結婚祝い・出産祝いから保育所から学童保育、あるわけですね。そこで今ほど課長は認めたからそれでいいわけですけど、保育園というのはもう定着してどういうのが保育園だかわかるが、確かにここに余川と三用の保育所は子育て支援センターというふうに特に説明してあります。ちょっと色が違うからそこをクリックすればまた子育て支援センター詳しく出るのかなと思ったら、出て来ない。やっぱり今の答弁のとおりですね。新しい事業です。特にまた合併してですから本来やっぱり市としたらこの子育て支援、新しいのですから、ここをクリックするとまた画面が出てどういうメニューだか、あるいはどういう施設でどういう体勢だかということをお教える。これが親切でしかもそれがまた限りなくPRになるわけですね。特にこれから若いお母さん方なりお父さん方はもうパソコンのインターネットで見るなんて当たり前、日常のひとつの道具になっているわけですからね、これは私は非常にやや手落ちだったと思います。

もうひとつ、学童保育。今ほど課長は7ヶ所であまあ三用の「太陽クラブ」はいわゆる自主運営だと。これは市長との議論であまあ不満ながらわかるわけですけども、このホームページのなかに実は六日町5ヶ所、大和1ヶ所の学童保育しか紹介されていないんです。それで「太陽クラブ」は確かに生まれが遅くて、しかも県の補助対象にならない。これは解るが、限りなく皆さんからわけ来ていただきたいわけですから、本当はここにスペースあるんです。六日町側と大和側にスペース十分あるんだから、なぜここに太陽クラブが自主運営だが・・・確かにこのメニューが違うことはわかっています。わかっているが、そういったなかでやはりこういう文明の力を使ってですね、「ああ、そういうのなら、ひとつ三用の保育所の子育て支援なり、余川の子育て支援なり、あるいは学童保育に」ということに。ここで皆さんはおそらく3分の2くらいはあまりホームページなんて見ないと思うんですけど、若い皆さんは見てるんです。こういうのを活用しないというのはいかがなものかと思しますので、指摘をしておきます。

それから私もその近くの保育園に孫が行ってるわけですが、何か保育園が予算の関係だからでいわゆるクラス替え。保育園のなかの、りす組とか、きりん組だとか、ぞう組だとかのクラス替えがあるやに聞いています。あるいはまた、今年はお金がないから、例えば運動会なり保育園の運動会なりお楽しみ会の写真を撮ってそれを1つのアルバムにして家庭に、というそういうのも何か削られているというような話をちょっと聞いた。そんなことはないでしょうね。答弁願います。

保育課長　ご指摘を受けた点につきましては最大限努力をして、クリックしたらその次が出るような対応が可能であればそうしていきたいと、そういうふうにもっと詳しくしていきたいと考えておりますので、ご指摘の点はそういう対応でさせていただきたいと思っております。

それから学童保育に関する「太陽クラブ」のPRがなかったということについても、議員さんご指摘のとおりでございますので、その点も含めて対応させていただきたいと思っておりますので・・・(「早急に」の声あり)はい。わかりました。

それからクラス替えに伴ってというようなことについては特段現場の方では、私どもの方も特段そういうことはしておりません。ただ写真を、今まで撮っていたのを来年から撮れなくなったというようなことについては、それぞれ現場の方で工夫をしながら対応しているところでございますので・・・(「予算を削ればそういうことになりますよ」の声あり) 予算をその分だからしなくていいということで予算は削ったことはありません。ですので、限られた予算ではありますが、それぞれ消耗品と賄い費のなかを工夫しながらやっていただく、ということで特段そこに枠をはめたところはありません。

駒形興一君 限られた予算ということで、どの項目もあちらを削ればこちらが立たずということになるということですので、厳しいことを言うつもりはありませんが。この87ページの老人クラブの推進費という項目が毎年あるわけであります。県の補助金の関係と、例えば一番小さい規模の補助基準であるとか、県の補助基準、それからそれに市がどれだけ上乗せしているのか、それをちょっと私が勉強不足でわかりませんので、具体的にお示ししたいと思います。

もう1点は市長にお伺いしたいんですが、まあまあ高齢化社会になりました。これから急速に進むわけでありまして。私は前にこんなことを言ったことを覚えているんですが、老人会、これは老人福祉法によって60歳からということで規定がなされているようでありまして、その老人福祉法の規定によりまして、市町村はできる支援を、援助を、とこういっているようであります。そこで、各自治体によって支援の差が多少はあるかと思われまますが、私個人の考えとしては、今平均寿命も上がって各単独の老人会の組織等を見ても、もう60歳ではちょっとこれは時代錯誤ではないかなというふうに私は感じています。自分が60歳になったからというわけじゃありませんが、敬老会、あるいは介護保険の問題、老人保険の問題、それぞれ支給年齢が上がってきています。そういう意味で、ただ老人福祉法がそうだから60歳からだ、というのはもう現実に合わないんじゃないかなと私は考えます。結局老人会を組織するにあたっては、県の支援、町の支援をクリアしなければならないために、その数合わせをするという一面もあるんです。そういう部分で、本当に老人会というものが、これがただ補助金をいただくための団体であってはならんわけでありまして、自らの老後の生活を楽しむ団体でなければならぬわけですので、このへんの考え方が今、過渡期にあるというふうに私は感じています。無駄な 無駄と言いかたをすると大変失礼なんですけども そうした部分で、例えば我が市ではこれからは65歳以上を、その老人会に入れましよう、こういう指導的なことができれば、私は少しでも時代に合っているのかなというふうに思います。

もう1点は先ほど和田議員からお話がありました、子育て支援のなかの学童保育であります。これはいつかの一般質問のように大家族を推進することを、私もベターだと思います。したがって、学童保育なんてことをしなきゃならんということ自体が、もうナンセンスな時代だということも十分解っているんですけども、現実の問題として、ニーズがあると。それに対してしなければならぬと、こういうことになるわけですけども、一歩取り組みを広げ

を進めたということでありまして、連絡協議会というものを作られる。そして委託料というかたちでやられるということで、非常に一歩進んだやり方をとっていただいたのかなというふうに思っておりますが、この連絡協議会のもう少し具体的な取り組み方法と言いますか、中身をお示し願いたいというふうに思います。以上です。

市長 この60歳からの老人会ではありますが、私どもについても楽寿会と名打って60になると勧誘に回って歩くわけですが、60歳で入る人はほとんどいません。65くらいになってから、じゃあまあ老人会に入るか、というようなことでありまして、非常にある意味では現実にそぐわないという面があります。それがでは私どもの方でそういう指導ができるということであれば、それは60が65でも、やはり現実にあわせるということは必要だと思えます。ということが出来るか私はちょっとわかりませんが、検討はしてみますので、よろしく願いいたします。後のことは課長からお伝えいたします。

福祉課長 老人会の単位クラブにつきましては、町の段階では40人ございましたが、市になると45人ということで、5人増になります。それと補助の関係でございますが、この予算書の老人単位クラブとそれから連合会の推進費、それからその次の健康づくり事業費の補助ということで、この3行について、そのうち先ほど私話しました、20万円の人件費の補助を除いて一応補助対象にはなっております。3分の2が県から補助で来るということにはなっておりますが、他の事業も同じですが、年々その3分の2が6割になり、こうして1割くらいずつカットになっている状況があります。16年度につきましては、もう既に内示をしたような状況のなかで県の方からカットの連絡があったということで、一部上乘せをしておりましたが、17年度またそういうことが予想されますので、老人クラブの方には県の補助金がカットになれば、それはまた勘弁してもらいたいと。一応内示は出すが、勘弁してもらいたいということをお話してありますので、県の補助金に上乘せするというのではなくて、今年度はお願いしたいというふうに思います。

保育課長 お答えをいたします。学童保育が今年度から新たに協議会の方に移行ということでございますが、ちょっと経過を申し上げますと、従来の学童保育はこれは旧六日町が主でございますがそれぞれ各学童保育単位毎に委託契約、補助金を交付をしていた経過がございます。したがって、各学童の方ではそれぞれ役員さんを選出したなかで、保育料の集金から指導員さんの支払いということで非常に保護者の皆さんに負担がかかっていたというような部分もございました。

それからもう1点は、指導員さんもそれぞれなかなか雇用の安定というような部分から見ると非常に不安定であったと。いわゆる社会保険の加入だとか、あるいは雇用保険というような部分が指摘をされておまして、保護者負担の軽減とそういった身分の安定ということを踏まえて協議会でやったらどうかという意見がそれぞれ出て来まして、去年1年間かけて協議をしてきたと。それでようやく立ち上がるという内容でございます。その協議会が立ち上がることによって大きく変わるところは、今まで保護者、各学童さんが集めておりました保育料につきましても、それは市の方で全額歳入事務を行うということが大きく変わります。

もう1点はそれぞれ6ヶ所なり、5ヶ所の保育協議会になるわけですので、専任の事務員さんをそこに配置をしたなかで、保護者の事務負担軽減を図りたいということで、これは4時間ほどの短い勤務体制ですけれども、事務を総括してやっていただきたいというようなことで、足腰を強くしたなかで将来的には法人化を目指していきたいというのが、市の方針でございます。そんな協議会が立ち上がるということでございます。

駒形興一君　ごくよくわからないんですが、結局、例えば40人のクラブができますよね。そうしますと1人あたり県の補助金がいくらで、それで市の負担がいくらになっているという計算は出ますか。これをひとつ、もしわかったらね、お願いしたいと思います。

福祉課長　今ちょっと資料の取り寄せて後ほど答弁させていただきます。

松原良道君　ページで言いますと103ページですけども、さっき若干説明があったんですけども、被災者生活再建支援事業とありますよね。これは今回の地震の義援金と関連はあるのですか。義援金の配分の・・・関係ない。じゃあその事業の内容をもう少し詳しく説明願いたいと思います。それともう1点、その地震の義援金の件で、ちょっとお聞きしたいんですが。当初1月31日までに全壊、損壊、いろいろありますけれども、私が聞いてみたいのは、その一番下の一部損壊、20万円以上の修繕の領収書、または見積書があれば5万円を援助しますという欄がありましたよね。それが1月31日までの締め切りだったんですけども、それが結果的には2月28日まで延ばしていただいたということは、私非常によかったなというふうに感じています。その1月31日までの申請締め切り当初のときまでに、県からもらった1,855万円ありましたよね。そのなかで軒数として大体どのくらい応募があったのか。その1,855万円でも、その申し込みにもう対応し切れなかったのか。まだかなり枠があったから先へ延ばしたという返答なのか。その辺ちょっと説明1回目をお願いします。

福祉課長　最初に予算書の被災者生活再建の関係でございますが、これは今ほど言いました義援金とは全く別の、国の制度で補助金としてやっているということで、被災を受けた方が生活に必要な物品だとか、あとは被災を受けた建物の取り壊しの費用だとか、そういうのが対象になるということです。実際には全壊が7世帯、半壊が4世帯が該当になっているようでございます。そのうち先ほど言いましたように、16年度に100万円支払われるので残りを、ということで、あくまでもこれは国の制度でございます。

それから義援金の方でございますが、今ほど言われましたように、1月31日までということで当初。それにつきましては修繕が要するということと、20万円以上の補修費だということで、縛りをかけてしました。その後県の方から300億円程度、当初予定していた以上に全国から暖かい気持ちで寄せられたというふうなことで、県の配分委員会の方から、もうちょっと枠を広げて、広く配分するよということ、依頼文書が市の方に届きました。どうも聞いてみますと、被災者のなかで、そういった条件をつけたのが、魚沼市と南魚沼市で2件だけだったというふうなことでした。それで協議させてもらった結果、じゃあその20万円という線を取り払おうじゃないか、広く該当させようじゃないかということで、一応

1月31日までだったんですが、混乱を避けるためにそこで一度閉めて、その後もう1ヶ月延ばしてそういうことでやらせていただきました。その費用については、あくまでも先ほど言いましたように、300億円の義捐金のなかからいくらでも該当する方については来ますよということでしたので、事前にその配分があった1,855万円というのはありましたが、そのなかで賄えるからだとか、余ったからだとということではなくて、足らなければいくらでも該当すればよこしますよということでしたので、そういうことでやった、ということでございます。

松原良道君 その件でやはり私もちょっと県の方へ問い合わせたんです。そしたら、要望があればいくらでも拡大できるんだ、ということでこういった文書が、たぶん2月の広報か何かに「一部損壊の20万円以上」の「20万円」を削除するというかたちで出したと思うんです。その後というのは、かなり期待したほどの件数はあったのですか。それを先にちょっと。

それと私はやっぱり不思議に思ったのは、県がそういうふうにしたのに、先ほど課長が言いましたけれど、南魚沼市とこの魚沼市だけなんですね、そういう規制をつけたのは。塩沢さんなんて申請すれば、何しようがしまいが5万円ずつくれたとか、そういったやり方だったのに、何でこれほど厳しくしたのかなというのが。私は最初は、善意の金ですから申請すればくれるというのは、私はものすごく自分の気持ちのなかでは、そんなことはあってはならない、ということで南魚沼市は随分常識で考えたのかなと判断したんです。そして私もこの1月31日までに、ちょうど冬でしたから除雪で行ってるときに高齢者の方から「松原さん、そういう申請があるんだが、手続きをするにあたって見積りをしてもらいたい」ということで、私は大工さんや左官やさんを連れて行って、4~5件の見積りしてこれに出したんですよ。私にしてみれば地域の皆さんですから、そんなに違和感はなかったけれども、こんなことをみんなさせていて、20万円以上で5万円。ちょっと可哀相だなという気がしたんです。そうしたら2月1日からの2月28日までの延ばしたのに対しては、今度は逆にそれを払いましたから。ただそれが周知徹底が、会報に載っていましたが、私もその2月28日まで延びたというのは知っていたんです。ところが内容を聞いてみたら、私は、お前さんは議員でそのくらいのこと知らないのかと、大和の人でしたけれども、言われた内容が、私があってはならないと思ったことが現実に起こりつつあったんですよ。というのは、その20万円はなくしたと、範囲をね。ところがコメリに行ってタイル一枚にボンド一本、500円でも1,000円でも領収書があれば5万円もらえるんだという話が出ていたんです、大和の方で。これじゃ上手くないなと思って実際はいたんですけども。そういったことで、わざわざ2月28日まで延ばした時点ですごく申請者が増えたのかという気持ちと、当初のその20万円の見積り、または領収書ということですから、当然冬期間なんて仕事されるわけじゃありませんから、業者の見積書、左官屋さん、大工さん。非常にこれに私は自分で手間通しをしたものだから、ちょっと悪いやり方だったなと思ってよそを調べたら、やっぱり魚沼市と南魚沼市だけがあれで、塩沢さんなんて申請すれば修繕しようがしまいが、みんな5

万円くれたというから、あれはもう見舞い金とかたちでやったんだなという気がしましたので、その辺をもうちょっと。

市長 その見舞金の件ですけれど、最初の20万円というのは配分委員会を設置してやらせていただきました。考え方は当然、例えば1万円であっても5万円くれるなんて、そんな話は絶対おかしいということで、20万円で一応やったわけではありますが、県の方はそうじゃないと、こういうことですけど。ですから今でも私は少しでも被害があれば5万円出すというのは、まだおかしいと思っているんです、本当に。今おっしゃったような話になってしまふんですね。ポンド1本だって5万円かと。本当におかしいんです。もっと別のところで義援金を回すところだってあるわけですし、本当にでかい被災した方には1,000万円でも5,000万円でも出せばいいと思っている。そういう配分をしない県のやり方に、私は全く今でもまだ憤りを感じてますが、貰う方でありますので、そうそう言えませんが、いずれかの機会にはやっぱり話をしなければならないということだと思っております。あとの数字的なことは課長が申し上げます。

福祉課長 1月末の数字がちょっとなくて、1月21日でございましたが、一部損壊の受付件数が144件でございました。2月の末で1,054件でございますので、その枠を広げた効果というのは大きかったなというふうに思っております。以上でございます。

種村俊夫君 社会福祉協議会費への運営補助金で聞けばいいのか、老人福祉センターの補助金で聞けばいいのかはわかりませんが、湯咲荘老人福祉センターのデイサービス。社会福祉協議会費で言えば83ページですし、老人福祉センターで言えば95ページなんです。この運営費補助金です。老人福祉センターでは今まで運転サービスでデイサービスをやっていたんです。けども今度市に合併したら、民間の方の越南苑で五日町の薬師の湯へやっているとということで、何か今年からその老人福祉センターの方のデイサービスを止めるということになったということです。なぜそういう経緯になったか。利用者がいれば市内に2つあったって私はいいと思うんです。それを何で止めて民間の方に委託しちゃったか。それであれば老人福祉センターは、わざわざこういうふうに委託費出しているのであれば、運営してもらって多少なりともその純利益、そうすれば市の財政からも負担が軽くなるし、向こうの老人福祉センターの方も、社会福祉協議会の方も、運営の方が多少なり楽になると思うんですが。なぜそういうふうなものを2ヶ所を1ヶ所にしたかちょっと意味が解らないんですよ。五日町と柳古ですから近いと言えば近いんですが、しかしながら車で搬送するために、自分が行くためにも近くにあった方がいいわけですので、何でそれで公的なものを止めて民間に移すのか、その辺を1点お聞かせ願いたい。

またいろいろこの運営費が出ていまして、あとシルバー人材センターの運営費は何ページでしたっけね。それも1,000万円程度出ています。シルバー人材センターを見ますと、例えば大和奥レク公園の管理だとか、あとはこちらへ来ます福祉バスの運転だとかいうことで、言い方悪いですが、いい仕事を持ってらっしゃるんですよ。それでもうある程度自立してもらわなければならない。いつまでもこういうふうに外郭団体に行きたくて行きたくて、と

出すんじゃないんですね、これほどいい仕事をしているのであれば、そこから自分たちの運営費は賄ってもらおうという時期ではないかなと思うんです。もしそれが駄目であれば、民間のタクシー業者、バス業者の方に任せるとか、そういうことをした方が市長さんの運転だって、それによってもう半分になるわけですからね、人件費が。ということであれば、もう出さなくていいわけですから、民間業者ができる値段でシルバー人材センターに委託すればいいわけですから、こういう運営費、委託費というのはいつまでも外郭団体とかそういうところに出すべきではないと思うんですが。この周年目標というか、そういうものをお聞かせ願いたい。

福祉課長 最初に89ページの生きがい活動支援通所事業委託料ということで、780万円をもらってあります。今ほど話がありましたように、ここにつきましては社会福祉協議会、大和の社会福祉協議会で湯咲荘でやっている部分、それから越南苑の方の薬師の湯でやっているということで、今2ヶ所でやっておりました。大和の方が大体1回に10人くらいずつ、2日、水曜日、木曜日ということでやっています。それから薬師の湯の方は金曜日ということで、大体10人弱、7~8人とかということでやっております。それぞれの方からなにせ効率が悪いのでその辺の是正ができないかということで、前から言われていたようでございます。今利用している方に事前にそういうことで、できれば実施箇所をちょっと統一したいんだが、どうだかというふうなことを話しをさせてもらいました。送り迎えを今までどおりやるというふうなことであればそれはよろしいですよ、という方 駄目だという方は私は聞きませんでしたので ほとんどそういう方だというふうな状況のなかで、効率性と、また薬師の湯の方が風呂の施設が良かったり、整っているんです。そんなこともあって、こちらの方に替えさせていただいたというふうなことでございます。この取り扱いにつきましては、18年度からまた介護保険の予防の関係でいろいろ替わるというふうなことで、17年度いきなり何か替えるのはいかがか、というふうなことで場所だけちょっと替えさせていただきましたが、16年度なみの対応でいきたいというふうなことでしています。18年度以降そういったことで、介護保険の取り組みがどうなるかによってもう1回検討させていただきたいと思います。この説明のなかで私がちょっと説明を忘れてしまったんですが、ここで今、1回来ていただくと、1,000円自己負担をいただいているんです。そういったことである程度利用する方も固定化していますので、1,500円を17年度からはお願いしたいというふうなことで、その部分がちょっと替わる点ですが、状況としてはそういうことでございますので、お願いします。

それからシルバー人材センターの関係でございますが、これはいつも聞かせていただいていますので、私もなんとかならないかなというふうなことで、いろいろ検討させてもらっています。ただこれにつきましては、今シルバー人材センターが大体3億5,000万円くらいの年間の事業費を持ってあります。その主なものというのは、やはり今ほど言われたいろいろな事業に取り組んでいるなかで、3億円程度になっておりまして、いろいろな負担金だとか合わせて一般経費的な部分というのは、3,000万円から5,000万円の間だとい

うふうなことになります。このうち、連合交付金ということで、国の方から来るお金が1,775万円ありますが、この上限が決められるというのと、もうひとつは市町村が負担する額との両方の縛りがありまして、市町村が少なく補助をすると、連合の補助も下がるという、こういうことになります。例えば市が100万円カットすると、200万円の収入減になるというふうな状況になります。これをシルバーの運営費のかなでということになると、5パーセントの事務費しかないわけですので、相当の額を頑張らないとクリアできないというふうなことです。もうひとつ私が感じたのは、これからその介護予防の話ですが、やっぱりお年寄りの方から元気になってもらわないといけない。それが予防のいろいろな経費の削減に繋がるだろうというなかでは、老人会だとか、こういうシルバーの活性化というのが大事じゃないかなというふうに、特にこの担当になってから強く感じているところでございます。以上です。

種村俊夫君 薬師の湯にやって、780万円の委託料ですよ。確かに元の温浴施設の場所ですから非常に施設はいいでしょうけれども、例えば薬師の湯じゃなくて、老人福祉センターにやった場合に、例えば780万円じゃなくて、700万円のできるんだと。それで1人あたりの単価も1,000円のできるんだということであれば、民間はある程度営利団体ですし、そういうことですのでやらなくちゃいけないんでしょうが、そういう経費の対比を試みたかどうかということだと思えます。それで先日議会の最中に社会福祉協議会がありまして、課長も欠席だったですね。議会の最中でしたので。六日町の決算審査の日だったと思います。そのときに社会福祉協議会の方は今年度の予算で、これも市から削られた、これも市が削られたということで、それで運営費のなかの収入が少なくなったということで、そういう話が社会福祉協議会から出たんです。現実問題としてね。それであれば、こういう社会福祉協議会に運営費をわざわざ出すのであれば、そういう仕事を社会福祉協議会に任せれば、運営費も向こうの人たちは出るし、こちら補助・委託金が下がったり、また利用する人の単価も下がったりということになるかと思うんですが。その辺の対比をしたかどうか、もう1回。

それとシルバー人材センターですが、確かに町が100万円下げれば国も100万円下げる、200万円下がるかもわかりませんが、ある程度事業というのは採算性を見てもらわなくてははいけませんよ。いつまでもそういうことで・・・確かに60で定年になった人はまだ働けるから、そういう方々の力を使って、介護予防にもなるからどんどん使え使えってことはいいですけども。ある程度の人材派遣業という商売と、そういうことであればボランティアで行ってるわけじゃないですから、ちゃんと報酬労働対価を貰うわけですので。そういうことできちんと人材派遣業でシルバー人材センターがやるのであれば、いつまでもそういうことに頼っていては、私はならないかと思うんです。福祉事業では私はないと思うんです。ですからいつまでもこういうことをあてにするのではなくて、いつかは自立すると。市の方も例えば別の業者に委託をすれば安くなるものを、わざわざ足してする必要、このひっ迫して基金残高もなくなるわけですので。来年からもそういうことであるわけですので、

きちんとその辺は考えてもらわなくちゃいけないと思いますが。これは市長の方がよろしいでしょうかね、すいません。その2点をお願いします。

市長 生きがい対策もそうでありますし、これもですね。これは聞かれていませんけれども、当初はやっぱり元気老人を、引きこもり老人をとにかくなくそうということで始めた事業でありましたが、3年くらいでもう県は補助を打ち切りました。市町村はそれを受け継いでいるものですから、直ぐには打ち切れなくて、まあまあ不満を言いながら何とか経費を捻出して続けている状態であります。しかも旧六日町の場合は、そういう公的な施設ではない部分、いわゆる越南苑の皆さん方から本当に献身的な部分のなかでやっていただいたことがありました。それが去年は大幅に大幅であったかどうかちょっと金額を減らしたんですけれど、とてもそれじゃやっていけない。利用者負担もやはり当然ちょっと考えなきゃならんということで、今年は1,500円。そして対象者が、さっき課長が触れましたけれども、固定化してしまっていて、なかなかその引きこもり老人を連れて来るという状態になっていないんですね。ただ越南苑さんもそれを見込んで、といいますか、市から当時の町からある程度の依頼をされて、そういう施設的な部分も配備したわけですので、とてもそれをじゃあ今直ぐ止めて、はいさよなら、というわけにはいきませんということのなかで、今回は。単価的な合わせをしたかどうかは、あとで課長が答えますけれど。そういう経過もあって今の越南苑と言いますかね、そちらの方をお願いしたいということです。全く制度的におかしいことでありまして、国や県は何か始めると一時補助金を付けて、3年くらい経つともうみんな駄目だ駄目だという。非常に末端の市町村の悲哀を感じているところであります。シルバーも同じであります。鳴り物入りで始まって、私どももいずれはこれはやっぱり・・・ずっとこのままいくということは本当はおかしいと思うんです。何千万円も補助を出して、しかもそのほかに市の委託事業を相当やって、3億円売り上げているなんていう。ちょっとやっぱり考え直したいんですけれども、さっき触れましたように、じゃあ市がその補助金の部分を減らせば、じゃあ今度は国も減らしてくると、それじゃ困る。じゃあ委託事業をといいますと、委託事業になりますとシルバーさんがやっぱり安いんです。単価が。相当確か安くなってると思うんです。ですので、じゃあそれを跳ね除けてまで高い業者にやらせるかと、それもなかなかできない。これも本当にジレンマでありまして、いい方法が、解決法があったら教えていただきたいくらいの気持ちなんですけれども。やっぱり考えをもうちょっとこう、将来的にどうしていくんだということをやったり考えなければならぬと思ってます。またご指導をお願いいたします。

福祉課長 単価の関係でございますが、社会福祉協議会も1人1日5,000円ということをお願いしていましたが、越南苑についても同じ単価でお願いしています。ただ越南苑の方はこれじゃあきつよいよということで、ちょっと上げてくれという話は耳に入っていますが、今までどおりお願いをしたというふうなことです。また社会福祉協議会の方はこのほかに入浴料300円だか500円だかそれを貰ったというふうなことでしたので、この生き代いの関係については貰ったそうなんです。そういったことを考えると利用者もそういう部分、

助かるのではないかというふうに思っております。

中沢俊一君 2点お願いをいたします。85ページ、何度もこの席で確認はさせてもらっていましたが、福祉タクシーのごく最近の利用状況をお知らせ下さい。

それから101ページになりますが、私立保育園の委託事業。上町の保育園の改築が近々あると、これについても公設民営というかたちを考えているという話がありました。これに例えば、野の百合さんだけでなく、他の業者のあてがあるのかどうか。こんなこともひとつ聞かせて下さい。以上です。

市長 後段の方でありますけれども、特別今あてがあるということではありませんが、ひとつに絞ってということは絶対に考えません。必ずやはり複数の方々から運営について、入札という言い方は悪いですが、それをさせていただかないとやはり誤解を招くということでもあります。野の百合保育園には限っておりません。これは必ず堅持します。

福祉課長 タクシーの利用の関係では、大体1,270人くらいの方が利用して、今回障害者の関係で3級までのを4級に拡大するというふうなことで、50人ほど増えますので、そういうことでお願いします。

中沢俊一君 タクシーの方を何で聞くかと申しますと、これから周辺部のそういう、何て言いますかね、障害者あるいはお年寄りが今、加わっていないわけだけでも、そういうことも含めて。それからこの間、一般質問でも話題になりました津南町の小林町長さんの本を、私も昨日読ませていただきました。そのなかで、この福祉タクシーの部分を近所の人にその運転をお願いして、これからその福祉予算を大幅に節減していきたいというような町長さんのお話。早速今朝、担当の課に電話で問い合わせしてみたんですが、まだいろんな陸運局の課題とかあって、即オッケーというわけにはいかないのだけれども、町長はそういう気持ちでいると。察するところ、これは地域通貨あたりで対応するのかな、あるいはまたお金でなくて、町でいろいろなそういう施設なんかの利用券あたりで対応するのか、いろいろな道があると思うんですけれど。でもこれは私は、まさか大倉あたりからタクシーを頼んで、どのくらいか割引してもらったなかで通うにしたって、かなり恩恵は限られていると思うんですよ。であるから、こういう近所の人たちからこうして助けてもらうというあたりの制度を組み入れたら、それは全部例えばこの地域通貨あたりを活用させれば、この高齢者福祉あたりのかなりの部分が私はカバーできていると思っています。こうして予算に載らなくても。こういうところからまた、一般質問のなかに出て来ましたもっと例えば子育て支援であるとかの方に回せる予算が絶対私はできると思うんです。このへんの考えをひとつ聞かせて下さい。

それからこの公設民営の保育園の運営のわけですけれども、やっぱりそういう姿勢が私は大事だと思っていますし、そうしたなかで公設公営のレベルアップを図っていただきたい。そして民間のそういう競争を見たなかで、やはり公設の所長さんあたりから、どうしても県外を含めて、もちろん県外ですけどもね、県外を含めてですけども、いい運営をやっている、そういう民間施設をどしどし私は見てもらいたいと思うんです。まだまだ気がつかない点があると思いますし、職員さんの意識改革もこれからだと思っておりますので、その辺市

長の考えもまた聞かせて下さい。

市長 おっしゃるとおりでありますので、研修等も含めてですね、レベルアップは当然 やっぱりレベルアップするにはそういうまた競争相手もいなきゃならないこととありますので、そういう面ではいい相乗効果が出るような、そういう方向をきちんと模索していきたいと思っております。その前段のことは課長から。

福祉課長 先ほどちょっと福祉タクシーの人数の関係ですが、これは対象者を私申し上げてしまいましたので、実際そのうち使われている方が560人くらいになります。そういうことですみませんが、訂正させていただきたいと思います。あとは福祉タクシーというか、充実によってというようなことでございますので、言われるように、そういったことで代替ができればこういった補助の方は必要なくなると思いますので、当然そちらの方に切り替えたいというふうに思います。

議長 まだ質疑が続きますので、休憩をします。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 休憩前に引き続き民生費に対する質疑を続けます。午前中の駒形興一君の質問に保留がありましたので、福祉課長の発言を許します。福祉課長。

福祉課長 先ほど老人会の補助金の県の基準単価ということでございました。これにつきましては平成11年度でございますが、単位クラブあたり月額3,880円ということでございました。その後は県の予算の範囲内ということで、年々下がって来まして、平成17年度の予算の状況をちょっと割り崩してみますと、3,310円ということになりますので、当時に比べて85パーセントの額になっているということです。(「市の付け足しの部分は」の声あり)それでいきますと・・・ちょっとすみません、後でまたもう1回計算してお答えします。

志太喜恵子君 3点ほどお伺いしたいと思います。細かいことですが、83ページの介護者報償補助金というのがありますが、私が聞き落としたのかどうか分かりませんが、これは在宅介護に対する補助金でしょうか。また町でそれに対象者がどのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

その次に85ページの障害者福祉事業費のなかで進行性筋萎縮症者療養等給付事業委託料とあります。これは大変な難病だということは承知しておりますが、私は今までこういう項があったのをちょっと見落としていたのか、いつ頃からこういう給付事業があったのか。それからこれも対象者がどのくらいあるか。また事業とありますから、これはひとつの事業があると思うんですが、その筋萎縮症者の給付事業というのはどういうかたちをとっているのかお伺いします。

それから93ページのひとり親家庭の医療費についてです。私は前々からひとり親家庭は母子家庭だけでなく、父子もきちんと入れて欲しいというふうに、前の議会で質問したこと

があります。歳入の方ではひとり親家庭の医療費というのには父子は入っていないというような説明があったやに聞きますが、母子だけだったら母子と書けばいいのに、ひとり親家庭とあるから、両方あるんでしょうか。お伺いします。以上です。

福祉課長 最初に83ページの介護者報償補助金ということでございますが、これにつきましては、寝たきり老人の介護を自宅で3ヶ月以上、常時介護した方に対して年間5万円を支払うということです。これは六日町の方でやっていた制度を大和の方にも拡大するというふうなことでございまして、133人程度該当になるのではないかとということで、今予算組みをしております。

それから85ページの進行性筋萎縮症の関係でございまして、これは国のそういった事業について、先ほどちょっと話しましたが、11月以降、1人該当になる方が出まして、これにつきましては独立行政法人の国立病院の方で、柏崎市にある新潟病院ということですが、そちらの方に委託をして、お願いしているというふうなことでございます。

総合市民課長 父子が入っているかどうかということでお尋ねでございまして、父子は15世帯、48人。現在の段階はそういう世帯、人員でございまして。

志太喜恵子君 進行性筋萎縮病というのは、在宅でも凄く苦しんでいる方を私は知っておりますけれども、こういう方には該当しないような感じがしますが。入院しなければ、という今の回答であったように聞きますが、そこをもう1点。そういう人たちが在宅で苦しんでいる場合はどういう助成があるのか、そこらあたりもうちょっと伺いたいと思います。以上です。

福祉課長 今ほど説明させていただいた方は、先ほど言いました柏崎市の方の病院に入院されている方でございます。あとそのほかにつきましては、これはまた難病ということで医療費的にも助成はあると思いますし、そのほか在宅で、というふうなことであれば介護保険とか使えば、そういったことになろうかと思っております。

関 進君 限られた財源のなかで皆さんの質疑を聞いていると、金の、予算のかかることがおもに多いわけですが、先ほど駒形議員さんの方から老人福祉のことで。私も老人福祉これを皆否決するわけではないんですが、やっぱり削れるところはできるだけ削って、子育てだとか、そういうこれからの必要なところに予算を振り向けるという、できるだけそういう予算組みにさせていただきたい。実はもう何年か前に私が聞いた話なんですけど、敬老会の日に丁度天気がいいもので、敬老会なんかとても行ってられないということで、バインダーで稲刈りをしていたと。母ちゃんは婦人会でそれのもてなしに行かなきゃならないということでした。敬老会に行く人が稲刈りをして、そこにもう大分前だったんで、折を届けていただき、家の働き手の母ちゃんはそれをもてなしにいかなくちゃならないということで、非常に何かひねくれたみたいな、歪んだみたいな気持ちでした。敬老会が、全く私は駄目とは言いませんが、先ほど駒形さんが言われたように、今年の年寄りには元気な人がおりますので、申し込み制にするなり何なりいろいろ考えたなかで、もう少しやっぱり時代に合ったやり方をひとつお願いしたいところでありまして。ここに文集の助成金というより、110

万円なので額は少ないんですが、やっぱり削れるところをできるだけ削って、そしてこれから今、本当に日本の国、いや南魚沼市を背負って立つ人たちにやっぱり予算をできるだけ注ぎ込んでいただきたい。こんなふう思うわけですが。今、敬老会の 3,500人ですか、2,500人ですか 出欠の案内を出して本当に出席される方というのは、旧六日町地区で何人くらいなのか、旧大和地区で何人くらいなのか、それをひとつ教えていただきたいんですが。

福祉課長 敬老会の出席の関係でございますが、全体で対象になる方が今、4,800人くらいというふうに考えております。そのうち65パーセント程度が出席。3,120人くらいが出席だろうということで予算組みをして、大体そんな程度になるんじゃないかと思えます。(「大和と六日町では」の声あり)そこまではちょっと分けておりません。

関 進君 私が思うよりいっぱい出席をしているんで、ちょっと発言がどうかと思うんですが。でもやっぱり元気な老人が多いわけです。またそうは言ってもまた敬老会を楽しみにしている方もいないわけではないです。その辺をやっぱり判断がなかなか難しいと思うんですが、やっぱりさっき言ったように、一生懸命働いている人が行かないで折をもらう、またそれをもてなさなきゃだめだということで、何かこうギクシャクしていると思うんです。削れるところはやっぱり削りながら、大事な方に予算振りをできるだけしていただくように、ひとつ要望をして終わります。

岩野 松君 87ページの高齢者住宅除雪援助のことで再度お伺いします。この冬は本当に豪雪で六日町、大和とも、24時間まではという支給のあれになっていますけれども、聞きますと50時間、60時間使ったという方を何件かお聞きしました。費用についてのそういう援助の増額はあったのかどうかを1点お聞かせ下さい。それと要援護世帯に対しての除雪のことはどうなってるか、まずお聞かせ下さい。

もう1点は行政報告の方の45ページの介護予防のことなんです。このなかに地域住民グループ支援55ヶ所というのがありますが、これは旧六日町地区で言えば、ふれあいサロンのようなのが該当しているのかなと思いますが、南魚沼市のなかではそのほかにもそういうのがあるのかどうか、まずお聞かせ下さい。

それと介護保険料です。44ページにその資料として出ていますけれども、この17年度の資料では、六日町が若干上がって、大和町地区が下がるという結果になって、調整かなというふうに私は思っていますけれども、10月からは介護の制度を見直すという国の方針があります。そういうなかでの保険料に対する考え方はどうなるのかもお聞かせ下さい。以上です。

福祉課長 最初に除雪の関係の費用の増額は、ということでございましたが、今回の豪雪につきましては大変難儀をおかけしましたが、24時間という上限については、それを増額したということはありませんでした。ただ使い勝手の関係です。最初6回以内、1回が4時間以内というふうなことで合併協議のなかで統一させていただいたんですが、やっぱりどか雪だったというふうなことで1回にかかる処理時間が大分多くかかった方が、今言

われたとおりました。そういったことを受けて、3回以内で1回8時間以内というふうな、そういったことについても認めるというかたちで、最終的にはトータル24時間のなかで実施をしていただくということでやらせていただきました。今までに出てきた実績等を見ますと、1回にやっぱり3時間で終わってる方もいますし、8時間フルに活用している方もおられました。そういったことで、やはり宅地が混んでいる場所だとか、そういった条件によっていろいろ違うんじゃないかなというふうに思っています。今後も24時間フルに使えるようなかたちで、なんとか要項を改正したらどうかということで、今検討しておりますので、また来年に向けていろいろ準備をしたいと思えます。

それから要援護世帯の関係でございますが、障害者だとか母子家庭の関係につきましては、社会福祉協議会の方へ除雪の方を委託しております、やり方自体、その支援している内容は同じように24時間以内というふうなことでやらせていただいているが状況でございます。

ふれあいサロンにつきましては、これは六日町地域でやっていたものを全市に拡大するというふうなことでございますが、55会場というのは六日町の状況をそのまま今やっておりますので、今後大和の方へどういうふうなかたちで広がってくるかな、というふうなことでございます。

それから介護保険料につきましては、平成18年度に新たな第3期がスタートするわけですが、合併協議のなかで平成16年度のなかについては、それぞれ今までどおりの保険料でいきますよ。17年度からは統一した保険料にします。ということで新年度からは大和と六日町の間、大和の方が若干高かったんですが、それが中間の保険料になるというふうなことで、今調整ができております。

岩野 松君 介護保険料ですが、そうすると、今ここに示されているのは、これから払う人たちの65歳以上の方はこういう金額で払うというふうに考えていいんですけど、今まで3年経ったらまた変えてというのが出たんですが、そういうことはこれから3年間ないと考えてよろしいのでしょうか。

それと除雪のことなんですが、要援護世帯も24時間というのは、私も要援護世帯の方がどういう家のなかに住んでおられるのかというのは全部調べてもいませんけども、私が見た方たちはそんな大きい家ではないんだけど、今年の豪雪のために降ろしてから雪を消さなければならぬ、そして雪をどけなければ、次降ろせないという状況が何回か降ろすなかで出て来たと。確かに1回目は2時間か3時間で終わったかも知れないけれども、回数を重ねる毎に増えていって、結局ひとり暮らしのそんなに大きい家でなくても60時間近くかかったというふうに聞きました。そういう意味では、特に要援護世帯が同じというのは、ちょっといかなものかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。以上です。

福祉課長 介護保険料につきましては、ここに資料を出しましたので、現在、第3段階でいきますと、大和町が41,689円、それから六日町が38,000円ということに平成16年度まではなっております。これを平成17年度には統一をして、年額38,800円ということにするというふうに今、調整ができております。この額につきましては、あくまで

も17年度、2期間のなかだけであって、3期、18年度以降につきましては、これから2次調査等実施して給付に見合った保険料を算出していくということになります。

森山幸子君 2点だけお願いいたします。ページ数で95ページ、2項です。子育て教室事業というのは、これは六日町でやっていたところの、そだちとかめばえ学級のことではないかと思えます。昨年より金額にして20万円増になっております。これは大和の地域の方でも今年もやれるのかどうかお聞かせ願います。

それからもう1点、103ページ、生活保護の件でございますが、昨日も人数はお聞きしました。そのなかでもって、六日町で61世帯と資料には書いてございましたけれども、年齢的にどの範囲の方たちがこの生活保護になっているのかというのが1点。それとこの4月から新しく県から市に移行されまして、なかなか今難しい仕事をやっていると思うんです。それでこの見直しの点もあたりまして、そのなかで1点だけ。どうしてもご本人に会わなきゃならないで、ある通達が参りました。大和の庁舎に課があるわけですので、大和庁舎の方に出向くようにと、そういうような内容の通達だったと思えます。どうしてもやっぱり足がなかったりしますので、そういうときには、たっただお1人だったにしてもこの方は六日町の方です。課の方から担当の方が出向いて、その方に面接をすると。こういうふうな処置がとられるかどうか、お聞かせ下さい。

保育課長 子育て教室の関係でございますけども、以前六日町につきましては、青少年育成町民会議 今市民会議ですけども の方にて行うめばえ、そだちの関係でございます。それで組織が、旧大和地域には青少年育成会議というような組織まではなかったということでございますが、合併をして南魚沼市になった関係がありまして、この会議を市民会議として立ち上げていくなかで、同じような取り組みをやっていければということで現在協議中であります。ただ大和さんでもこれにほぼ似たような事業はやっておりましたので、いずれのかたちになろうと思えますが、この事業を進めるということであります。

福祉課長 生活保護の年齢が、個々にというのはちょっと持っていませんが、高齢者の世帯が25でございます。そのほかにつきましては傷病とか、病気とか障害とかということ。あとは生活保護の訪問の仕方のございでしょうか。認定でしょうか。(「認定ではなく、相談かもろもろの事だと思えます」の声あり) その辺につきましては基本的には庁舎の方へ来ていただくというようなことになってますが、六日町庁舎の方でも窓口ありますし、在介センター等も利用できるようになっております。どうしても家から離れられないと、交通手段がないということであれば、連絡いただければまた電話の打ち合わせのなかで必要に応じて訪問させていただくということをお願いしたいと思えます。

岡村雅夫君 2点伺います。83ページの国保についてです。国保の財政援助というかたちで一般会計からの繰り出しがあるわけでありまして。私は一般質問では申し上げましたけども、今回国保税というのが、旧大和町の住民の方々は上がる、六日町の方は下がると、こういうことでありました。私の趣旨は、ここでどの程度緩和できるかということがひとつの考え方なんですけども、このなかで制度で来るお金はともかくとして、そういった配慮をした額

というのはどのくらいの考え方をしているのか、ちょっとお聞きします。なぜならば、私は国保税というのはなかなか払えない状況が、滞納等の現象を見て出て来てるというふうに思いますが。そういったなかでやはりこういった繰り出し等で調整していかなきゃならんのかなというような気を持っています。

それから市長も答えておられますが、私はそういった下げるだけの問題ではなく、それを拡充することは大事なんです、事業の方も拡充していただきたいなというふうに考えています。そのなかで今、出産育児一時金は実態に合わないということを市長自ら認めているわけでありまして、30万円を応分の額にしたいというようなお話がございます。さらに社会保険等の問題、あるいは私自身の関係で建築国保とか、こういうのに入っていると、休業保障とか、あるいは医薬品の配布とか、そういうようなことも財政状況から見て、やっている団体があります。そういう面からしてしてひとつかかるだけじゃなくて、かからないようにする対策もあるのかなというような気がしていますが、そういう点でお考えがありましたらひとつお聞きいたします。

もう1点は学童保育について前段で回答されておりますけれども、大和町の現状で1ヶ所というのは各小学校から、浦佐小学校前の旧宿舎を、寄宿舎を利用してそこに迎えにいった学童保育やると。そして帰りは保護者でやって下さいと、こういった制度なんです。それを今回1歩踏み出して、三用での学童保育に補助金を出されるということでありまして。これはやっぱり今後大きな1歩ということだと思っておりますけれども、理想は各小学校で空き教室、あるいは適当な施設を利用したかたちでの学童保育が一番好ましいというふうに当時私も主張したわけでありましてけれども、今回は大和のこの制度を見直して、各校に希望を募って常備していくというような考え方になっていくというふうに捉えていいのであるか、ひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

市長 出産育児一時金。これは20～30万円というのは、これ各保険者から出るあれですね。これは出産の度にいわゆる費用分として出るわけでありまして。それは私はあまり否定しようと思っておりませんし、まだ10万円くらい足りないということでありまして。もっと拡充してもらってもいいと。第3子に10万円とかですね、第4子に20万円とかそういう部分はやっぱり、じゃあ1子2子には何でもないので、これじゃやっぱりある程度不公平感が残るといふなかからそういう部分をもっと改善をして、例えば1人であっても2人であっても子供を産んでいただいた部分には、何らの誠意でもありませんけれども、将来性を託したいと、そういう部分をこれから模索したいということでありまして、ご理解をお願いいたします。

総合市民課長 保険税の大和が上がって、六日町が下がったということで、これはあくまでも平均的な数字ですので、そういうことでご理解をいただきたいと。今後所得割等、所得額がまた新年度で確定した段階、固定資産税が確定した段階、そういったことで再算定をするわけですので、多少変わってくるのかなという感じは持っております。

それで保険基盤安定の繰入金の関係で、ルールに基づいた部分に繰り入れるだけでなく、

もっと繰り入れてはどうかということですが、なかなか一般会計も財政が大変厳しい状況でございますので、今のところはこのルールに従った繰入金、繰り入れをさせていただきたいというふうに思っております。この保険税の軽減分につきましては、県負担が4分の3で8,100万円、市負担が4分の1で2,700万円負担があるということですし、保険者支援分については国が2分の1で1,250万円、県が4分の1で625万円、市が4分の1で625万円という、そういうことで負担がなされるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

保育課長 学童保育の今後の考え方というふうに理解してお答えをさせていただきます。各小学校区単位に設置するののかということですが、学童保育の考え方といたしまして、各地区毎に1ヶ所程度作っていきなさいと。拠点化を図りながら作っていきなさいということですので、各小学校区に1ヶ所ずつという考え方は持ってありません。その部分というのは施設の維持管理の面、あるいは設備の強化していく面、等々で効率面から考えますと、ある程度拠点化をして施設を整備するなかでやっていきなさいというのが市の考え方でございます。ただそこに行く手段として、いろいろ障害になる部分があるとすれば、例えば送りだけはバスをやるとかというようなことを工夫しながら織り込んだなかで対応していきなさいという考え方でございます。

岡村雅夫君 前段の市長の答弁、これについては私は出産育児一時金というのは国保の問題の30万円のことでして、今、市長答えられたのは、すこやか誕生祝金かな、その部分だと思っておりますが、その出を制してこういった方向にできればなというふうに捉えていいのかわ確認をしておきます。

それで課長が答えられたルールのみしか今はできないということなんですが、私は常に、担当者として見れば、ようするに自らが入っている社会保険とこの国保というのはどれだけ違うのかなというところをやはり見ておいて、政策が出てくれればな、ということがひとつその裏にあるわけです。そういう点でひとつの問題として見れば、いろいろの制度と絡めて出産育児一時金というのは30万円は不合理だと、そこにはひとつ支援の意味からしても40万円くらいは必要じゃないか、というようなことが担当から出ていって、市長が、おおそうだなと。それでいくらかかると。こういう話になると思うんですが、そういう点でひとつ随時推察的に考えていただければな、ということでもあります。

それで学童保育については、私はニーズの問題が一番前提になるかと思うんですけれども、私はやはり1ヶ所に ようするに大和は、地区としては大和地区で1ヶ所という、拠点化はしていたわけです。例えばそうすると限られた人しか希望しないというようなかたちになりはしないかという懸念があるので、身近にあればそれなりに利用ができるのだと。そうすれば安心してパートなりあるいはちゃんと正規の勤めができる、とかという支援にも繋がると思っておりますので、常にやっぱりそういうのはアンテナを張って、あるいはどうあるべきかということが大事ではないかなというふうに思います。そうしたなかでやはり今の時代なかなか皆さん働かなければ家計が送れないという時代でありますので、そういったひとつ二

ズを把握されまして、この太陽クラブの例もありますよ、ということが一番の行政として見ているメニューではないかなというような感じがしますが。特にまたそういった協議会ができるそうでありますので、協議会でその、何て言いますか、伝播していくという考え方をした方がいいのではないかなんていう気がします。ただ今の体制をどうするかというところでなくて、どういうふうに進展させていくかという協議がやっぱり必要かなというふうに感じましたので、要望に換えます。

上村 守君 99ページなんですけど、ここに神社謝礼というのがある。保育園の子供が神社の境内借りるんで、その礼で神社や祭りにあげるんじゃないよ、ということで聞かせてもらいました。ですがこれちょっと宗教分離との関係で誤解を招くので、私は賃借料とか借上げ料とか、6万5,000円と書いてあるから定額なのか何だかよくわからないけれど、ちょっとこの書き方だと何かお祭りなどで祝詞をあげる時に持っていくもんだと、そういう誤解を招きかねないので、ちょっと記載を注意した方がいいんじゃないかと思うんですが、少し見解を聞かせて下さい。

保育課長 ご指摘の点につきましては、神社謝礼という表記が適切でなかったというふうに思います。したがって賃借料というかたちで表記をすればよかったですと思いますが、そのように対応させてもらいたいと思います。内容は今、議員おっしゃいましたように余川保育園ともう1ヶ所があおば保育園、それぞれ隣接したところで非常に保育環境も良いというような内容で。ということで表記の方法については検討してみたいと思いますが、内容はそういうことでございます。

議長 以上で民生費に対する質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第3款、民生費に対する質疑を終わります。

19番議員に対する答弁の保留がありましたので、福祉課長より発言を許します。

福祉課長 申し訳ありませんでした。先ほど県の単位クラブあたりの月単価が3,310円というふうに申しました。それに対して今予算で同じように割り崩しますと、単位あたり1月4,050円という市の予算になりますので、月額740円という差額が出ます。これを12ヶ月にしますと77万2,000円ということでございますので、お願いします。

議長 4款、衛生費の説明を求めます。保健課長。

保健課長 (説明を行う。)

環境衛生課長 (説明を行う。)

企業課長 (説明を行う。)

議長 ただ今の衛生費に対する質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きいたします。115ページの旧埋立地管理経費ということでお聞きをいたしますけども、これは新堀新田のところだと思いますけども、今までは借地料のほかに、水質検査という部分があったと思うんですけども、今回は水質検査とかそう

いう部分は見えていないわけでしょうか。

環境課長 大変失礼しました。その部分は111ページ、ここに水質検査委託料、この中に包含させていただきました。ということは、今まで水質検査料が2ヶ所に出ておりましたので、私もそのなかの事情をよくわからないもので、ひとつに統一させていただきました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

若井達男君 2点ほどお伺いします。まず広域連合の負担金ですが、ごみ処理ということで2億8,564万円。ページ、113ページです。これは確かに合併しておりますので、旧大和、旧六日町分がというようななかたちで出ておるわけですが、これは前年比に対してどのような数字になっているか、ひとつこれをお聞かせ下さい。

それともう1点がこの111ページですが、地下水対策委員会というのがあるわけです。この内容について合併前と変わったのか、変わっていないのか、その辺もあろうかと思いますが、その内容についてひとつお聞かせ下さい。以上です。

環境課長 後段になりますが、私がまだそこまで深い追求をしていませんので、従来どおりの考えで予算措置計上させていただきました。

あと前段のごみの委託料の関係でございますが、魚沼市さんの方が昨年度が1億5,377万4,000円、広域連合分が1億9,613万3,000円になっております。

若井達男君 この地下水対策委員会は確かに大和さんにすると、旧大和さんにすると今までなかったというような段だと思えます。これは多分昨年12月に合併後、本来であればこの委員会が開催される月に、偶数月でなかったかと思うわけですが、これが実際開催されておったかどうかということですが。ということはやはりこの合併時に合わせたときの、特に降雪時の地下水監視委員会となると、削井井戸の審査等が当然含まれてくるものですから、その点がどうだったかということと、あわせてこの広域連合の負担金ですが、とにかく1億9,000万円、それが2億8,500万円、数字的にかんがりの数字が上乘せされておるわけですが、原因が当然あつての上乗せだと思えますので、その辺のひとつ説明をお願いいたします。

環境課長 まず地下水審議会は合併後、2回開催してございます。それぞれ偶数月だったでしょうかね。開催しております。

広域の関係でございますが、平成16年度に比べ、16年度が確か初年度ですかね、だったであるかも知れませんが、出てきた内容を見ますと、まず飛灰処理でしょうか、委託料が約5,000万円。ボイラ一点検委託料等で約5,000万円。その他燃料費と清掃関係で約2,100万円等が上乘せというか、増になっております。

若井達男君 これは市長に伺います。当然この連合長というような立場でございまして、この予算に出てくる前段にあたっては、2月に広域連合の予算編成がされて、それに基づいた負担金がここに現れていると思えます。それで確かにこれは1年前には昨年2月の広域連合の私もそのときは連合の議員でした そのときには平成16年度の、今ほど担当課長の方から説明がありましたようなことで本予算が成立して、成立してからわずか3ヶ月

で、6月には大幅な補正が組まれております。この補正もわずかではありません。この飛灰が需用費の材料、原材料としたそう石灰が300トンというものが900トンになったと。当然その需要費も3倍、それからそれに対する処理費、5万円から5万2,000円というようなものが、1,500万円から4,500万円になっておると。それは去年は出てきておりますが、今回これが全くそういうものに関係していない。やはり場合によると運営管理費、また場合によるとこの途中まだ補正で出てこないかということをおは一番心配している。昨年、本予算で組んで、わずか3ヶ月に3倍。これらは予算なんてもんじゃないですよ。予算とは言えない。その前段を遡っても本来であれば、15年度に組んでおかなければならなかったものを組めないで16年度の2月の補正でやっておるわけですから。そういうことでひとつこの約9,000万円、1億円近いこの連合への負担金が増えているわけですが、ちょっとその説明は連合長でもあるまた市長の方からひとつ答弁をお願いしたいというふうに考えております。

あとあわせて、この地下水対策委員会が、確かに2回開かれたという答弁でございますけれど、私が一番心配しておるのは、11月1日に合併をして、その次の第1回目の地下水監視委員会がいつだかということなんです。そのときに降雪前であるということと、そして降雪前がなぜかという、やはりその駆け込みというわけではないんですが、削井井戸事業者の方、それから発注者の方もそれなりの準備をしておるんですね。そういったものがトラブルなかったかということなんです。確かにいざというときは市長が同意したときはその限りではないという条例ありますよね。しかしそんなことに全部並べてみれば、この地下水監視委員会は必要ないです。これが合併のためだということは、理由があってはならないです。合併のために住民サービス落ちたということはあってはならない。そういうことで、これは私は伺ったものですが、これについては答弁結構ですので、合併のためということは、やはり私どもも執行部も一番これは避けて通らなければならない。住民に対しての一番のやはり、これがあってはならないための合併だった。それでは市長、答弁お願いします。

市長 この広域のごみの処理費、非常に各町とも大悩みでございまして、当初の見積りから相当でも下がってはいるんです。しかしながら、去年の実績、ただ1月からいわゆる産廃の、プラスチック系ですかね、廃プラ系を一応受け入れておりませんので、それらがどういう改善結果が出るか、まだちょっと検証できていませんけれども、機械そのものは一応今順調であります。やはり飛灰処理費と石灰と、後LPGですね、これがなにしる価格の変動が激しくて、去年は特に激しかったものですから、今年もちょっと高止まり部分で予定をしているのかもわかりません。それから、もうひとつはそのボイラーを含めたその定期点検とか、そういうのに4,000万円、5,000万円という数字ですから、非常に困惑をしております。しておりますので、また今年受注していただく業者とはよく話しをした上で、いよいよであれば、むしろそっちに全部委託した方が安くなれば、それはそれも考えなきゃならない。このままとも毎年毎年1億円ずつ負担増だなんていう話はとても私もなりませんので。その辺も含めて、今年度は、先ほどちょっと触れましたように産廃を受け入れなく

なった部分の検証がちょっと出ますので、それらも含めて、これは本当に抜本的な見直しを含めた対策を講じたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

石原健一君　今の若井議員の地下水対策に関連してまず1点、質問させていただきます。ちょっといつというのははっきりわかりませんが、今回地震後の地下水の修理というか、掘削というか、それによって地盤沈下が現実には起きたわけですね。その起きたことで、対策委員会ではどのような調査をされて、それに対するどういう手当てを打ったのか。それで私どものこの地域は地下水を個人的には新設で掘れないと条例で制定されているわけですが、その地下水が経年変化で破損なりをしたときに、どの程度の修理が許されているのか。私が個人的にはケーシングの交換はできないんだと、ようするにケーシングを交換するために掘削することはできないんだというふうにとらえていたわけですが、今回は実際掘削が起こったわけですね。業者がどういうことでやったのか、施主がどういうふうにあれしたのかわかりませんが、それによって3軒の家が傾いているわけですよ。これは大変な私は問題だと思うので、そのときどのような対応を打たれたのか、まずお聞かせ下さい。

環境課長　駅前のところを言われているんじゃないかと、(「旭町3丁目の通りです」の声あり)はい。井戸の持ち主から、地震による井戸の修理でしょうかね、ようは本人曰く、ケーシングがずれたのではないかということで、一応井戸審議会の方に届けがありました。届出があって、申請が出る前に業者さんの方で中に溜まった水でしょうか、抜こうとしたときに、その粘土層であったでしょうか、その部分が陥落して玄関の付近がちょっと陥没したような報告は聞いております。環境課としてどのような調査をしたかということでもありますけども、うちの方としては特別調査はしませんでした。ただ公認業者から出てくる届出が唯一の情報といいたいでしょうか、そういう部分でありました。

あと先ほどちょっと言われましたが、井戸の関係でケーシングがどうのこうのと言われましたけども、基本的にはもう周辺地域地盤沈下区域でしょうか、は掘削することができませんし、元々脚があった部分であれば、これから条例改正をいたしますけども、洗浄及びポンプの入れ替えでしょうか、この部分については一応条例改正をして、今まで築いてきた歴史を大切にしたいと今のところ考えております。

石原健一君　ようするにそのケーシングの交換を、周りを掘って交換することを今までの条例では認めていたかどうかということなんです。ようするに業者からその修理をする依頼があって、それを許可したのは、それはいいですけれども、私らは周りを掘削してそれを交換するということは条例違反だと、私は認識していたわけです。その条例の不備があったものですから、今回その条例改正が多分あがっているのじゃないかなと思うんですけども。今までの条例で、ようするにそのケーシングの交換するに、掘削すること、周りを掘ってそれをようするに入れ替えることはできたんですか、できないんですか、それだけお聞きしたい。

環境課長　するのはできません。(「今までの条例でもですか」の声あり)はい。そのために規制をかけてございますので。

石原健一君　　そうすると今回はまるきり条例違反をして、その井戸の掘削が行われたわけです。その調査を担当課とそれから地下水監視委員会というのがあるそうですが、そういうところできちんとその事実の認識を私はしてもらうように、担当課にもお願いしたはずなんですが、それがどうも正しく地下水委員会でも認識されていないように私、聞いているわけです。そうすると、これは誰に責任があるのか。大変な難しい問題にしても、現実にご自分の家も含めて3軒の家が、地下水の掘削によって傾いて、今ご存知のようにビルが大工事をやっているわけですね。そういうことが起こって、ではどこでどういうふうに規制をかけられるのか。ただ井戸の掃除を、申請があがってきたから許可したというようなことでは、今後もこういうことが起こり得ると思うんです。それは業者のモラルの問題もあるんでしょうけれども。それでちょっと耳に届いたことによると、今度条例が変わって厳しくなるから、今のうちにやっておけ、というような話も聞こえてきたりする。これは私は大変な問題だと思っているので、そこをきちんと調査したなかでね、条例がこういうふうになっているんだという、その業者から申請があがったときに、ようするに周りを掘って替えることはできないんだよ、ということ指摘してもらわないとこういうことが起こると思うんです。

それで今回はいろいろなことがぶつかって、たまたま地震で液状化が起きているときにそういうことをやってしまったものだから、崩れたと。あれははっきり言えばね、掘って崩れたんですよ。崩れたのを吸い上げたからじゃなくて、掘ったから崩れて、それが液状化してたものですから崩れて、それをまた換えだして、もう完全にそこは陥没してしまったわけですよ。そういうことが起こったので、広報的にもちょっと私はいただけないところがあったと思うし、業者がどういうふうに考えてそれを行ったのかという問題もありますし、きちんと担当課で検討していただいて、それから地下水監視委員会もあるそうですから、そこらあたりの今回の事実関係をきちっとした上で、今後の地下水対策に私は取り組んでいただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

環境課長　　業者から申請等があがりましたら、現地を確認し、そこできちんと指導したなかでまた今後対応していきたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思します。

議　　長　　担当課長、今ほど違反である、周りがかしがつているという事実、調査しないというのはちょっとおかしいと思うので、今後早急に調査するよう・・・今ほどの石原議員の話から言えば、掘削したために、側の家がかしがったとまで言っているのに、担当課では申し出があったのに調査しなかったという、今答弁があったけれども、それはかなり遺憾に思うので、今議会が閉会前に現場調査して、方告願いたいと思します。ついででありますので、2時半まで休憩します。

(午後2時13分)

議　　長　　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時30分)

環境課長　　先ほどは大変失礼しました。現場は佐藤補佐の方で確認済みでございます。

ただ佐藤補佐が行ったときには、もう現地は整地された後で細かいことがわかりませんでした。そういうことでしたので、佐藤補佐が現場を確認したことは間違いありませんので、報告いたします。

井口助役 地下水対策委員会での議論がなかったかということだったんですが、第2回
のとき、大和庁舎で第2回の地下水対策委員会があったんですが、その時点でその報告をし
ておりますので、今ほど課長が答弁したとおりであります。

石原健一君 それで、先ほども言いましたけれども、確かに佐藤さん現場見ていただい
たんです。ただその後ね、どうしたかが問題なんですよ。その後どうしたか。ようするに、
業者に例えば工事のストップをかけたのかとか、そういうことがどうもきちんとされてい
なかったということに私はちょっと激怒してるんです。ああいうことが起きてしまったことは、
まあまあある意味しょうがないとは言えないですけどね、これは本当大変困ることなんです
けども。こういうことが2度と起こらないようにするには、どうしたらいいかということ
を考えてもらわないと、ああいうことが町中で起こる可能性があるんです。条例が不備であ
れば当然業者はその条例の隙間を狙っているいろいろなことをやるわけですから、申請があ
がってきたときにきちんと精査をしていただくとか、場合によってはその現地の調査をきちん
として、指導して、こういうことが起こらないような ようするに専門的な部分に入ると思
いますので これはまた業者にきちんとそのことを啓蒙していただいて、全国に名だたるこ
の地盤沈下地域でありますから、そういうことが絶対今後起こらないように、その意気込み
だけ聞かせて下さい。

市 長 そういう部分がありましたので、早い時期に条例改正をちょっとお願いし
たい。なお、不正でやった工事ですね、それが全てみんな市の方の責任だというような話は
ちょっと。これはいろいろそういう問題が起きれば、当然そこを施工した業者が第一義的
であります。全く違法というか、条例違反の行為をしているわけですから。ですので、市を叱
咤激励してもらおうのもありがたいんですけども、業者の方もやっぱりある程度は本当にモ
ラルを持った工事をやってもらわなきゃ駄目だと。それで、今までありましたが、とてもモ
ラルを守ってくれるような人も、ご承知でしょうけども障害事件も起きているんです、この
問題のなかで。これとは違いますけれど。こういう井戸関連のなかで、職員が殴られて怪我
をしている。とてもとても職員も命をかけてそこまではなかなかできませんので、また条例
で厳しくやらせていただきたい。ですから一義的には、業者の皆さんとその被害者の皆さん
は、もし復旧工事的に必要なであればやっぱり話をさせていただかなければならない。そう
いうことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君 107ページの基本検診のことなんですが。一応基本検診は今希望者を
とって、それに基づいて行われています。その結果が各それぞれ受けられた方に、何もな
ければあれなんですけれども、要注意とか、要医療とかという結果が確か・・・相談をして下
さいか来て下さいかなんかあると思いますけど、その後はどういうその経過というか。もし
要医療があったときには、その後の追跡とかそういうのはどうされているのか、ちょっとお

聞かせ下さい。

それともう1点は、109ページにB型肝炎予防接種委託料というのがありますが、これはどういうことをするのでしょうか。まず私あまりB型肝炎の予防接種というのは聞いたことないので、よろしく願います。

保健課長 それではまず基本検診なり、検診のその後の追跡ということでございます。ひとつは癌とかですね、基本検診もそうでございますが、要医療等の判断が出た場合には、個々に対して精密検査をするように指導して、医療機関でそれをやってもらって。あとは治療が必要であれば、その受診をしてもらう、という流れになっております。その後のその結果につきましても、当方でも一応把握して、継続的にそれを情報としては把握しておくという流れになってございます。

それからB型肝炎でございますが、これはB型肝炎は、対象といたしましては直接的に血液とかそういうので感染する恐れがあるということで、これは市民の方を対象というより、そういう作業に従事する職員、あるいは在宅でこちらに応援していただいているような方を対象に予防接種をやっているという内容でございます。以上です。

岩野 松君 検診のことなんですが、今説明されて半面は十分だろうと思います。ただ異常があったときに、私の体験のなかでは本当に癌が見つかったとき等は、保健婦さんが直接その家へ出向いたというのも聞いております。だけれども、そこまでいかない要医療みたいなものは、相談に行かなくてもそれからその後の医者との結果もどうしなくても、何かあまりその後のあれがないなというのもちょうと聞いていますけれども、そういう2度追跡というのはしていないのでしょうか。

保健課長 先ほどちょっと答弁が簡単過ぎて申し訳ございませんでした。最初の説明にもございましたが、検診相談事業ということで、検診結果で異常のない人も含めて検診結果の見方とかですね、そういうことでの指導会をしております。それから一定程度、要医療までいかなくて、成人病のハイリスクの方等を対象に先ほど言いました健康教育事業ということで、糖尿病予防教室とかですね、それから今回資料のなかでもちょうとお示しておきました。お金は国保の方をお願いしたなかで、健康運動教室ですか、そういうような方を一定程度の数値がここからここくらいという人を対象に希望を募ったなかで事後ケアということで事業をやっているところです。以上です。

中沢俊一君 1点お願いいたします。さっきの若井達男議員、それからまた石原議員の関連なんですけども。市長あれでしょうかね、それこそ市長は町時代から地盤沈下は災害であるというかたちで、これは積極的に国に働きかけてそれなりの措置をしなければならんということを言っておられました。私もこの合併前の一時期、地下水監視委員会におりまして、民間の家の方々から「そういう見通しもあったり、また研究もされていると思うんだが、どうなっているんだか」ということが会のなかで話されました。またこの議場でも町時代に、この大水槽を掘って他の、地盤沈下にあまり影響のないと思うところから大口径の地下水の管を引っ張ってくるという構想が語られました。当時100億円程度の大体の予算だろうか

という話もありました。あったものですから、私も興味もっているわけですが、まずもってこの災害ということで充当するのかどうか。その辺どのように市長は国のその姿勢を見ているのか。あるいはまた100億円というとなかなか大変な投資になるわけですが、これは本当に市のコンセンサスは人だと思っています。担当の補佐に指示を出したという話がありますけども、いつ頃を目途にそういう、調査の結論を、結果を求めるのか、まずその辺から聞かせて下さい。

市長 災害にという思いはずっと前にもありまして、以前、まだ私がそうなる前でもありますけれども、ある政党の国会議員以下皆さん方が来て、現場を見ていただいて、これは紛れもなく災害だと、こういうお話もしております。また私もこの立場になりましてから、地元の国会議員の先生方にお話を申し上げて、それはおい、とにかくやろう、と今、そこまで来ております。まだ、「やろう」というところです。じゃあ災害に認定されるからどういう事業ができるかというのは、まだこれからのことで、自分の構想のなかではそういうことが一番。そして各家庭に水道と同じに結んでやればいいじゃないか、そうなれば薄ら100億円もかかるだろうと。けどどういう方法があるか私もごく確たる思いはないんですけども、自分の頭のなかではそういう方法が一番いいのではないかと。夏場は使う必要ないわけですから。そんなことを一応構想としてはおりますが、技術的な面、あるいは経費的な面、それらも含めてどう出るかわかりませんが、目途、そういう方向で行けるかどうかの目途は、できれば年度内くらいにはつけたいとは思っていますけれど、これまた国が相手のことでありますので、ちょっとわかりませんが、目的的にはまず災害に該当していただけるかどうか、この部分をできれば年度内程度には詰めたいという思いであります。

中沢俊一君 1点確認させていただきたいんですけど、その年度内というのは(「17年度です」の声あり)17年度ですよ。はい、わかりましたし、本当に議会でもこれはかなりやっぱり重視してくる価値のあることだと思っておりますので。本当に情報網と言いますか、きっちりとした上で、本当に自信の持てる案を出していただきたいと思っております。これは要望ですけども、お願いします。

駒形興一君 111ページ、下から日本雪工学会年会費、全国積雪寒冷地帯振興協議会年会費、県特豪、この3点のどのような活動をなされているのか。またその成果はあったのか。それからこれに、まあまあ市長は出ておられないと思うんですけども、首長の参加はあったのか、なかったのか。この3点説明をお願いします。

環境課長 この3件につきましては、それぞれ雪に対する克雪、利雪。そのなかには学者、各、何て言いましょかね、雪寒の關係に携わる職員と言いましょかね、の方々から入っていただいて、雪国に対する克雪、利雪等の協議をしていただき、その結果は広報誌、雑誌等で市に入ってきておりますし、ときには新聞紙等にも入ってきて、PRしてございます。

駒形興一君 ある意味では雪国降雪地帯の上部団体、そうしたものに対する一種の陳情団体、圧力団体と言いますか、そういう位置付けにあるかと思うわけですが、金額から言って、そう大きな成果を期待できるようなシステムではないかなというふうに思ってい

ますが、市長、いろいろな機会で雪の問題については議論がなされているところですけども、我々は行政の公平、日本全国あまねく行政の公平さから見ますと、まだ交付税の算定、あるいは様々な減税措置等があるにも関わらず、この豪雪に対する、この降雪地帯に対するまだ公平さが私は足りないと思っています。そういう意味で、これからひとつずつ我々のこの地域は。今までは利雪という時期がありました。景気のいいときはね。しかし、我々自らもやはり雪は降ってあたりまえなんだと、これは仕方ないんだという気持ちが一面にはあります。しかし、産業面、あるいは観光面は別としても、道路ひとつとってみても、その傷みの具合、それから本当に工事そのものが積雪地帯は違うわけですので、そうしたこと。あるいは産業に対するそのランニングコストの問題、それから農業関係のこの非効率な面、様々な部分にこの降雪の害が及んでいる。特に今年は人的被害を含めてこの豪雪は本当に雪の降らない地域の皆さんには全く理解できないほどの被害があるというふうに私は思っております。ですのでこうした機会を捉えて、やっぱり市長からぜひ、連携をとっていただきながら、この不利益と言いますかね、不利益を解消するような具体的な行動を、県会議員をはじめ、国会議員が元だと思えますけども、そうした強い行動をぜひひとつ起こしていただきたいというふうに思っております。この点についてひとつご所見をお願いします。

市長 全くそのとおりでありますので、全力を投入して。ただ昔、今もまだありますか、工事の積算なんかにも、積雪寒冷地補正とか、いろいろな面で優遇措置はあったんですけども、細川内閣の頃だったでしょうか、みんな頭を切られ、頭を切られ、今はほとんどなくなったと。ただ財政課長が今日言っていましたけども、除雪費を今特別配分がちょっといただけるそうでありますので、またそういう面では有り難かったかなと思っております。良い面は残して、悪しき面をとにかく改革して本当に平等だと思えるようなところまでその豪雪対策と言いますか、積雪地帯の生活改善、あるいは財政面について改善していくように一生懸命努力していきますが、皆さん方からもまたご支援をよろしくお願いいたします。

牛木芳雄君 112ページ、113ページ、環境保全指導員についてちょっとお伺いをしたいんですが。計算をしてみると、延べ16人分くらいかなというふうに思っているんですが、これはそれぞれ地区内を回ってみて、不法投棄、あるいは騒音、あるいは異臭等あったら速やかに市長に報告をして、適正な措置をとるよう。こういうことですが、どれくらいの件数この指導員の皆さん方から通報があって、どういう対応をしているのだから、これからするのだから、を1点。

それから一番下から3行目ですけども、今度のごみの減量化推進事業のなかで、廃棄物減量等推進委員会の委員報酬というのがあるわけですね。これは13万5,000円ほどなんですけども、これも13人分か14人分かなというふうに思っているんですけども。実は六日町、旧六日町ではこの委員会がありました。旧大和であったかなかったかはそれはちょっとわかりませんが、この合併の前に六日町では解散をしたわけです。新しい市が立ち上がるときに、またこういう推進審議委員会をたちあげて、お互いたちあげて、やるかやらないか協議をということで解散したというふうに思っていますが。これはこの審議会で皆さん方か

ら審議をしていただいて、どういうふうに減量化に役立てていこうとしているのか。いままでの例からすると、企業の皆さん、あるいは消費者団体の皆さん、あるいは行政区の代表の皆さん等々が集まって、意見を言い合っていた場になってはしないかなというふうに思ったんです。こういう委員会というのは、これを踏まえて、この事業や行政のなかできちんと取り入れてより良くしていこうと、こういう委員会ですから、どういうふうにしようとしているのか、お聞かせいただきたい。

それでこの委員というのは特別職なんですか、どうですか。ちょっと例規集をみてもこの特別職のなかにこの委員がないんですよ。それで条例をみても、私の目にどこにも見当たらなかったわけですが。他の委員会の委員はきちんと特別職というふうにして、9,600円の報酬を払ってというふうになっているんですが、この推進審議会の委員というのはないわけですか。いかがなってるか、ちょっとお聞かせいただきたい。この2点をお願いいたします。

環境課長 最初の件でございますが、議員さん言われたように16名の委員でございます。今のところ8回計画してございます。月々にそれぞれ現地を巡回、視察、不法投棄等があるかどうか、また先ほど言われました悪臭等の報告、ごみ管理ステーションの状況はどうだかという報告を担当課の方に提出させていただいております。また後段の方でございますが、特別職だったかどうかちょっと私も定かではなかったんですけど、一応通年でやらせていただきました。お互いに、議員さんも元確かこの委員だったかと思われませんが、任期は17年5月31日までの任期になっております。一応これは六日町地域だけでしょうか。なっておりますので、了解していただきたいと思ひますし、先ほど言われましたとおり、意見を言い合う場でございます。

牛木芳雄君 ありがとうございます。そうするとあれですか、5月までと言いましたね。その後段の方ですが、産業廃棄物の審議会議員というのは、じゃあ5月まででもう終わりということでしょうかね。大和地区の皆さんはなかったわけだから、やっぱり旧六日町の委員さんがずっと引き続いて5月までやるということですか。ちょっと私違うと思うんですが。それで先ほど言いましたように、条例のなかで特別職という、これは身分は17年度予算ですから、新しく来年度予算ですから、この方々の身分はどういうふうに位置付けされているのか、お聞きをいたしたい。これは総務課の方でしょうかね。わかりませんが、お聞かせいただきたいと思ひます。

先ほどの環境保全指導員の件ですが、今課長が言われたように、年何回か、8回でしたか、見回りをしてやるということだそうです。ぜひそういうふうにしていただいて、それぞれ不法投棄等があったらきちっと対応していただきたいんですが。腕章を付けて回るというふうになっているんですね。指導員の皆さんは普段、ときたま仕事の都合の空いたときでもいいから、地域では回ってくれと、こういうふうな面も含めてのお願いだと思ひます。その腕章というのはですね、当然その指導員の方々に行っているわけですよ。その2点をお願いいたします。

環境課長 私どもが合併調整のなかで引き継いだなかでは、この任期は一応平成17年5月の31日ということで引継ぎができておりますので、一応そこまでということで考えております。また腕章については、また本年度新たにしたいという意見がありましたので、きちんとした新しいものを作成したいと考えております。

(「5月以降はなくなるのかについては」の声あり)

環境課長 引継書のなかでは、その部分がなくなる、ならないというのは協議ありませんので、このまま引き継ぐものかと思われま。

議長 休憩にします。

(午後 時 分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後 時 分)

議長 ただ今の衛生費に対する質疑中ではありますが、第3項の民生費について、保育課長が答弁の修正をしたいという申し出がありますので、この時間に修正の発言を許します。

保育課長 大変貴重な時間で申し訳ありませんが、先ほどご答弁を申し上げましたなかには、一部答弁の誤りがありましたので、再答弁をさせていただきたいと思っております。牛木議員さんからご質問いただいた臨時保育士の資格の問題でございますが、私が全て資格者だというふうにご答弁申し上げましたが、非常に大和地域の方で一部正職と臨時の数が非常にアンバランスであるというようなことがありまして、今回全て資格のある臨時保育士を配置することが不可能なことが判明いたしましたので、方向としては資格があるということを前提にこれからは配置をするわけですが、今年のところにつきましては、そういった問題で全て資格者でないという部分が一部ありましたので、ご訂正をさせていただきます。以上です。

議長 衛生費に対する他の質疑を行います。

大久保栄一君 それでは107ページの各種検診事業費でございます。それと109ページの予防対策事業費に関係はしますけれども、このなかで107ページのガンの検診、これについては、大腸ガン、胃ガン、乳ガン、子宮ガンと。それから肺ガンについては次のページでもって網羅しているということでありました。しかしながら、ここに人間ドックでは2年前から前立腺ガンのPFA検査は付加されております。このことについては、私も非常に詳しく調査いたしました。詳しく調査いたしましたので、男性諸氏についてはですね、これから十分注意する必要がありますし、日本の象徴である天皇陛下からはじまって、森総理、それから岐阜県の梶原知事、これも大変不幸なことになっております。そうしたなかで、残念ながら国民的な歌手であった南春夫さんもあつという間にその前立腺ガンでもって逝去されたということでございますけれども。これは日本人のこの食生活、それと、ストレスが大変影響しているということで、過去においては大変高年齢化しなければ発症しなかったということは、今、40代、50代でどんどん発症しております。全国でも4万人の人が死亡すると言われております。そういうなかで新潟県の自治体も、最近、どんどんどんどんこれを

取り入れていただいて、それで長岡の日赤なんかは、この患者さんはお断りだと張り紙してあるんですよ。とてもでないが手が回らないと。それで大和町についても、新潟大学から来ておられる谷川先生という方がおられます。この人が日赤の松下泌尿器科の先生と上で繋がっております。大和町の住んでる方々は、そういう面では、予防と治療については大変恵まれておったんですけども、このことについて、あまり金のかからないガン検診だということですので、どうかひとつ1項目、基本検診のなかにもこれを付加していただきたい。予算の面ではそれほどかからないと思いますので、それを市長のひとつ考えをお願いしたいと思います。

市長 今、血液で直ぐわかるということですね。私も先般ドックに行った際に1,500円プラスだったか、8,000円プラスだったか、2,000円だったですかね。割合と安価でやれるものですから、ぜひともドックの際に、ドックにも相当補助が出ているわけですので、その際にまずやっていただくということを前提でやっていければと思いますが。基本検診のなかにこれから入れられるその見通しがあるのか、ないのかについてはちょっと私はわかりませんので、担当課長に説明させます。

保健課長 前立腺ガンでございますが、現在は行われておりません。基本検診につきましては、他の健康診査も同様でございますが、一応国の老人保健法をベースにしております、その実施基準に基づいてやっているというなかで、そのなかに項目がないというなかでやっておらないと。現在やるとすれば、皆単独費で、市の単独事業としてやるかどうかということになるわけでございますが、一応そういう状況でございます。以上です。

大久保栄一君 今の答弁、私予想していた答弁でございます。しかしながら、新潟県の自治体のなかでは、自治体そのものがやはりお金を出して、大変その多くの自治体が入っているんですよ。そういうことで、この南魚沼市はやはり予防医学の先進地だということで、ひとつ誇れる場所ですから、これを積極的に予算化するというようなことを市長にお願いをして、終わりたいと思います。

市長 皆さんに大変、答弁の不手際でご迷惑をかけておりました申し訳ございません。この産業廃棄物減量等推進審議会の件につきましては、きちんと調査をした上で、明日にでも報告させていただきますので、よろしく願いいたします。誠に申し訳ございません。

議長 牛木議員いいですか。はい、ほかに。

岡村雅夫君 2点伺います。ここでいいと思うんですが、109ページの予防対策事業のなかに入っているのかなというふうに思いますけれども、行政報告のなかでフッ化物塗布という、ようするに虫歯の予防の問題があります。これについてはいろいろ議論があるところでありましてけれども、どういう方針で、これから協議するという多分報告があると思いますが、どういった方向になろうとしているのか、お伺いいたします。

それから資料の38ページ、この予算書の115ページですが、ごみの問題で、生ごみ粉碎機ディスポーザーの検討を進めるというふうにあります。このディスポーザーというの

は流しに直接ついている、排水口につく破砕機であります、これはあるところでは、ようするに下水道に直接流し込めるとというのが本来の開発された目的でありました。そういう取り組みをやるようとしているのか、その辺ひとつ伺いたします。

保健課長　フッ化物塗布の件について答弁申し上げます。当初の説明がちょっと荒っぽくて恐縮でしたが、予算的には107ページの歯科保健対策事業費のなかで予算化されております。それでご指摘のように、これにつきましては六日町地区はフッ化物塗布、及びフッ化物の洗口というものをやっております。大和地区においてはやっておりませんでした。そういうことで合併時には、合併後に検討ということで、宿題になっている課題でございます。そういうなかで現在六日町での状況を若干申し上げますと、まずフッ化物塗布につきましては、それぞれの検診時の際に必要な者、必要な人について塗布をやっておりますし、洗口につきましては保育園で薄いものを週に5日間、学校についてはちょっと濃いナトリウム溶液で、週に1回うがいをするということでやっておるわけです。これはご承知のように非常に、本来専門的な見地で判断されるべきというふうに私ども思うんですが、六日町で導入する際にも、推進と反対する人というのは非常に理屈を超えて、我々の印象からしますと、そういうので議論が、請になるような分野に考えております。

そういうなかでまず、合併後においてはできるだけ同じ方向にもっていかねばならないという認識はもっております。正直言いますと、内部的にも議論をしていきますとまだまだとまらない段階でございますので、まず内部で方針を出して、そしてそれをもって今度は必要な状況になれば、またそれに対象の皆さんに説明して、ひとつの方向にということで考えております。担当課長といたしましては、六日町でこれだけやってきたものを今になって止めることはできないなあと。ついては大和地区でやっていくのか、やらないのかという選択肢しかないのかな。これから、もうひとつは10月になると塩沢が入ります。塩沢は六日町以上に一生懸命それを位置付けてやっているようですが。当然そういう時期で、今の目標では内部的に10月、その塩沢との合併を目標に、内部意思、最低限内部意思だけでもかためて、そして対応していきたいというふうに考えておるところです。以上です。

環境課長　後段の件でございますが、この件につきましては、京都市や北海道でやられているようでございます。またこれを主な対象が農業集落排水事業でしょうかね、あそこにやられたとこで大分やられているようです。これをやると確かにごみは減量になりますけども、反面、水道料金を通らない生ごみの水分がそっくりその下水道処理場に行くために、公共下水道等の付加がかかることも事実です。いずれにせよ、ごみの減量になるということで、ひとつのたたき台として今後こういうものを検討してはどうかということで報告させていただきました。

岡村雅夫君　前段の問題については、たぶん健康にフッ化物がどうかということだと思うんですが、専門家と言われる歯科医が大和病院に2人います。やっぱりこういった方々がどういう考え方をされているのかが、私は必要なのかなと思います。そしてまた口腔外科医も今派遣になってきているわけでありますので、やはりそういうこの世の中の移り変わり

言いますか、何が適正であるかというあたりはかなり学術的にいっているのではないかなと思いますので、その辺はどういうふうに対応されているのかひとつお聞きいたします。

それからもう1点はディスポーザーについて。今、生ごみの水分で処理場の付加が多くなると、こういう言い方しましたが、私はそこは問題にしてないんです。ごみ、ようするに破碎したものを流す目的がこのディスポーザーという本来の開発された部分なんですね。ようするに生ごみをこうしてごみ処理するんじゃなくて、一緒に流せる状態に破碎するんですね。それが下水道に流れ込む場合、今の量であればその方がいいということであればそれでいいんですけども、どういった方向を目指しているのかなというのが、ちょっと見えないんです。この研究しますというのが、どうしても破碎すれば何らかのかたちで網の目を潜ったものは流れるわけですね。今、もっと進んでいる品物は、その破碎したものをようするに乾燥できる設備を流しの中にセットして、それを再資源化していくという方法もあるんですけど、そこまで高度なことを考えられているのかどうか。その辺をひとつ、誰の発案でこの研究しますというのが出ているのかというのが、非常にわかりにくい報告でありますので、お聞きいたします。

保健課長　　フッ化物塗布の件でございます。おっしゃるように歯科の先生でございますので、必要なご指導をいただきながら今、検討を進めておるところでございます。なお、先ほどちょっと若干言い忘れたんですが、フッ化物塗布につきましては、新市になりまして広報が出ますので、ちょっと予期せぬあれでは、そういうのを見て大和地区のお母さんからは逆にどうしてやってくれないんだと。現在六日町地区では無料で塗布をやるわけですので、そういうような照会もありまして、細かいことですが、そういうものについては六日町では当面希望者についてはいってやってもらうのもいいかなというような、内部的な意思を持っておるところですけども、そういう状況です。お医者さんの指導は、意見を一応聞いたりしております。以上です。

環境課長　　発案は環境課の方でさせていただきました。というのは、1ヶ月くらい前だったでしょうか、隣の塩沢町さんの方で議員の勉強会があるときにこういう情報を得ましたので、できたらごみの削減化に繋がる部分でもあるので、一度勉強会をしようかということで、私ども一応勉強会をさせていただきました。（「破碎して流す考え方ですか」の声あり）流します。ようするに家庭で出るごみは紙類だけという考えであります。

岡村雅夫君　　前段の問題では、ちょっと聞いていると、その専門家の意見という前に、ようするにやってきたという実例があるから大和もさせようという、こういう感じに聞こえますが、私はもう少し前段の基礎的な部分が大事じゃないかなと。それを広報するその内容の問題ではなくて、専門家がようするにそういった研究をしている方々がどういう評価をされているかということが大事でありますので、その辺を聞いているわけであります。

それからディスポーザーについては、私は大和時代には企業課長と調査というかお話ししたことがあるんですが。あの時点では、逆に付加がかかるから困るという話は聞いております。しかしこういった計画がぼんと出て来るということは、その流し先は下水道なわけでありま

すので、課を越えた協議というのがされていないというふうに私は考えます。ぜひきちんとした議論をされて、それは確かにそのまま流せば、それは残飯というかいろいろ生ごみの運搬もなかなか家庭では大変な問題だし、集積しておく問題も大変でございますので、それなりに機能のことが、私はメリットがわかっているんですけども、その辺が、こういったきちっとした文書に出る前の段階の協議というのはちょっとどうなのかなと。企業課長、意見があったらひとつ。

市長 最初のフッ素塗布の件ですけれど、これは、六日町は当然私が議員をしている頃でしたから、相当前ですけれども、歯科医師会の方から絶対大丈夫なんだと、実績としてこれだけあるんだということをきちんと説明を受けて、その後に踏み込んだものであります。ですから、いわゆる医学的な検証もきちんとしているということでもありますから。ただ考え方の違いは、これはどうしようもありません。今までじゃあ塗布をしたから何か病気になったとか、その影響が出たのはひとつもない。普通の歯磨き粉にもフッ素が入っている。水道にもフッ素が入っている。そういうことです。ですから私はできうれば推進していただきたいと。う歯の罹患率もものすごく下がっているんです。ですから大和の皆さん方からできうれば、そういう方向に進んでいただければありがたいと思っております。医学的な検証はきちんとしてあります。

それから生ごみ処理機の問題ですけれども、そういういい物が本当に実用的で使えるものであれば、やっぱり検討しなきゃならんわけですから。課の職員がそういう発想をしてこれはやっぱり検討しようということで、それは検討するに値することですから、検討しなさいと、こういうお話し上げております。まだその下水道課と連絡があったかどうかと、そんなことは全くありません。この機械そのものが実際にじゃあ液状化が全部できるのかどうかですね。かすが残らないのか。そういうことから含めて、これからまだ検討課題ということでもありますので、そういうふうに。それで使える目途が立つようであれば、当然下水道課とも相談しながらやっていかなきゃならん、ということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

志太喜恵子君 ただ今のフッ素洗口のことと、破砕機のことについて私も疑問がありますので、簡単に大和は今までしていなかったから、一緒にしなければならんという議論の前にもうちょっと研究が必要ではないかと思えます。ということは、このフッ素洗口には全国的に反対している学者もあり、賛成している学者もあります。私はフッ素が人間の身体に良くない、特に骨に良くないということで、講演を聞いたことがあります。わざわざ新潟まで聴きに行ってきたんですが、東京の大学の先生が来て話しをしたり、またその関係者がいろいろして、フッ素はいけないんだという話をされて、私はそれに洗脳されたわけですけれども。本当にいけないのであるか、人間の身体に害がないのであるかということは、もっと私は現代医学が発達しているなかで、もう少し、市としても研究して、それにしかかるべきではないだろうかという。簡単に今までずっとやってきたからということで、大和にも勧奨するということはどうかというふうに私は思います。

それから破砕機のことですが、私はこれは完全に汚泥が沢山になるというふうに私は考えます。そのことも研究しながら破砕機は導入していただきたいと思います。以上です。

市長 先ほどから申し上げておりますように、やれとか勧奨したとか・・・ただ、六日町地域はこういう実績がありますと、ですから希望者の皆さんどうですかという話までするわけですね。それは反対する方もいらっしゃるでしょうし、やりたいという方もいらっしゃると思います。そういうなかで、じゃあやれる方法はどこにあるのか。全く駄目であれば無理矢理やらせるつもりなんて全くありません。ただ私たちが今までずっと伺っているなかで、このことによって、いわゆる何て言いますかね、2次的な被害を受けたとか、疾病にかかったとか、疾病したとかそういう話というのは全く、私は聞いている範囲では皆無なんです。で今、六日町がもう始めて10年、10年くらい経つのかね、15年、そういうことで全くその事故も何も起きていなくて、そして虫歯にかかる率が極端に落っているんです。そういう効果が確実に見えているもんですから、子供さんの歯を守る、健康を守るためにどうでしょうかということで、無理矢理はさせません。どうぞご理解いただきたいと思います。

議長 以上で衛生費に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第4款、衛生費に対する質疑を終わります。第5款、労働費の説明を求めます。

商工観光課長 (説明を行う。)

議長 労働費に関する質疑を行います。

笠原幹夫君 この新産業創出支援事業、いわゆるコシヒカリ紙と言いますか、支援事業補助金ということだそうですが、これは3セクのしゃくなげ公社がやるんだと、こういうことなんです、そうするとしゃくなげ公社がやるということについては、技術的なことも全部あそこで一切をやると、製造をやるとということなんでしょうか。そうじゃなくて、販売とかそういう方面を中心にやるということなのか。私ども非常に残念ながらお茶の、稲茶のイメージがどうしてもあって、どうもコシヒカリ何とかと付くと、またああいうことになるのではないかという心配があるわけですよ、実際は、そういう点で、これは市長がある程度説明しましたので、その部分についてはわかるんですが、どうしても全体のあれがわからない。例えば、でき上がった用途は、便箋だとかそういうのにするんだとか話がありましたよね。それでそういう点で私ども考えて、そんな需要があるのかなど。全く特殊なあれだとか、工芸品に使うとかね、そういう部分が強いのであればかなり違う面もでてくるでしょうけれども、どうも普通の便箋や封筒くらいでは、なかなか商品化をしても、という心配を素人は考えるわけですが。これは本当に何かこういう特徴を持った製品なんだ、というのがもし端的に説明できるのであればひとつ聞かせてもらいたいと思います。それでこれは1回きり、500万円という、打ち切りなんですよね。毎年出すということじゃないですよ。これは打ち切りで500万円ということですが、今、それに取り組むだけの、しゃくなげ公社には人的なあれがあるのかどうか。今までやっていた仕事のほかにこういうのを抱え込んで、全く

新しい分野ですから、大変だとは思いますが、そういう点では問題ないというふうに見ていいのか。その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

商工観光課長 一般質問の際にも市長の方から答弁がございましたが、正直申し上げまして、きちんと積み上げをして、もう100パーセント成功しますと言われるだけの、まだ根拠ございません。ただやっぱり大震災で落ち込んでいるこの南魚沼から、新しい情報発信という部分が1点ございます。それから今、国の方のコンサル、それから県もこれにまた乗りつつございますが、そういう意味でいろんなところから支援をいただきながら、先般申し上げましたが、飾一の社長さんがこれについては全面的に支援をするというようなことでございまして、何とかものにしたいというふうを考えております。それで私も当初わら半紙や便箋なんていうのはなかなか売れないよと、いうことで協議をございまして、その後、今考えられているのは、できましたら市内の卒業証書に使わせていただくとか、それからホテル、旅館の上紙でしょうか、あと下敷きもございまして、ああいうものにやっぱり使っていただくというようなことも考えてございます。

それからちなみに、参考でございますが、これがコースターです。紙のコースターです。これが一般的にはこんなものでございまして、90円で販売を、儲かっているかどうかは別にしまして、一応私どもの資料としてはこれが90円で値段が付いております。それからこの葉でございまして、これが120円です。それからこれが葉書でございましてけれども、これがやっぱり1枚140円でございます。これらのものが現実全国にあるということ、これがやっぱり地場の特産品ということで、開発をされている地域があるということだけ、一応ご承知をいただきたいということでございまして。私は稲茶で失敗した当事者の一人でございますが、稲茶のときにはやっぱり亀田製菓さんが、これは全面的に支援ということでございましたが、これは本当に民間企業そのものでございまして、儲からなければ直ぐ止めてしまうという部分がございまして。ですが私は飾一の社長さんの方とご意見をしてみまして、なかなかあの方は逃げられないと。なぜかという、しめ縄でここから何億円という稼ぎをやられておりますので、そういう部分から言うと、若干信頼に足るのかなというに私なりの解釈してございます。

それからしゃくなげ公社でございまして、本来ですと、これは商工会でもよろしかったんです。ただ商工会の方でこれをなかなか受け入れるだけの今の体制が整っていないと。逆に今しゃくなげ公社の皆さんの方の方が建設省からダム管理費を毎年削られております。それからご存知のとおり、崖崩れによりまして、お客さんがなかなか来ないということで、経営的にもかなり困窮している内容でございまして。そういう意味でここにやっぱり新しい事業を起こしたいと、自分たちでやっぱり稼げば金が取れるという事業を起こしたいと、いう部分でございまして、人的には十分余裕があるというふうには判断をしておりますが、以上です。

石原健一君 1点、お尋ねします。今の質問の次にある自主的出店者支援事業なんですが、産業建設委員会の報告によりますと、毎年2、3軒を目途ということですが、これは運良く希望者がもっと増えた場合はどのように考えるのか。2、3軒くらいを限度にしてしま

うのか、希望があれば受け入れていくのか。それから私、一般質問で商工会の加入の問題を取り上げたんですが、この補助事業対象者が商工会に、ということですので、例えばこれを受ける人には商工会に入ってもらおうというふうなことはお考えがあるのかどうか、その2点を。

議長 商工観光課長ですが、さっき継続的な補助でないかについて答弁がなかったので、それも含めて答弁願います。

商工観光課長 大変失礼申し上げました。これは単年度限りの打ち切りの補助でございまして、担当課としましては、やっぱり一本立ちまでという考えはございましたが、やっぱりそれでは甘えを起こすということで、なんとかこの500万円のうちに回転ができるように努力するというので、しゃくなげ公社に投げっ払いにはしませんので、私ども商工観光も一生懸命これは共同でやるということでご理解をお願いいたします。

それから今ほどの自主的出店者の関係でございまして、増加した場合どうかということですが、これは1年で打ち切りということではなくて、おおむね3年くらいを目途の見たいということを考えております。例えば今年6軒あったと、だれども来年がゼロだと、こういうわけにはなかなかいかないということではございますので、どうしても数が多いという部分には若干財政の方と協議は申し上げますが、できましたら毎年2～3軒が欲しいということではございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

それから商工会の加入の問題でございまして、これは強制力を持たせるというわけにはいきませんが、私どもの方でこの方がございましたら、できましたら商工会にご加入いただきたいということで、お願いだけはいたします。以上です。

笠原喜一郎君 今回のコシヒカリ紙についてもう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。新しい産業を創出するという部分で、ぜひ頑張っていたいただきたいと思うわけです。ただそのなかで、もう少し詳しく聞かせてもらいたいんですけども、このしゃくなげ公社は実際どういう仕事をするわけですか。この紙はしゃくなげ公社が作るわけじゃないでしょ。その大昭和製紙とかいう方々が、工房はこちらへ作るわけですか。そうでなくて、よそへ作るわけでしょう。そうするとそのできたものを持って来て、それをそのしゃくなげ公社が売るという部分ですか。売るのも先ほどの話だと、飾一が大体責任を持つかというようなことになると、果たしてそこへしゃくなげ公社が入ってどれだけのあれがあるのかなというのが私はよくわからないんですけども。その辺もう少し本当に、この部分はしゃくなげ公社がきちんと責任を持つんだと。その部分というのをもう少し聞かせていただかないと。本当に飾一が売るのであれば、飾一がやればいいわけですし、大昭和が作るのであればそれでいいわけですし。だけれどもそこに500万円のお金を出して、しゃくなげ公社が入るということは、それなりのやはり理由をもう少しきちっと言ってもらわないと、私はやはり少し納得いかないかなと思っております。

商工観光課長 大変申し訳ございませんでした。当初からそれはあまり前面に出しても、皆さん方からいろいろご指摘受けるのかなというのがございまして、ある程度これが一本立

ちできるというような段階で、和紙工房というものを、ある程度念頭に置いてございます。和紙工房というのは、私どものところが、この間も一般質問等、一般質問ではございませんが、決算のときに質疑がございましたが、もうやっぱりスキーだけで、雪だけでなかなか観光客を呼べるということではございません。やっぱり体験型のものをやるということのなかで、この紙すき工房　これはまだあまり高い建設費はいらないわけですが　そこらを念頭に置きながら、こいつを何とか一本立ちして、ものにしたいという部分がございます、そのしゃくなげ公社の方でこの運営ができないかなと。結果としてはそこからある程度の自分たちの運営費を稼ぎ出していきたいということが念頭にあります。以上です。

(「しゃくなげがどういう部分をやるかについて説明を」の声あり)

商工観光課長　失礼しました。しゃくなげがどの部分を、ということでございますが、今のところおっしゃるとおりでございます、うちの方から補助金がしゃくなげ公社に出ます。出た補助金をそれぞれの、例えば紙を作るところ、それから研究、コンサル等が必要であればそこに出す。そういう部分をしゃくなげ公社が、当面はこれやっていただきます。それからできた品物について　これは先ほど申し上げましたが、直ぐこういうものに行くかどうか、そこまで含めてですが、できた品物について　は一応しゃくなげ公社でも販売をしていただくと。そして販売をしたものが、今度は来年の活動費用にあたっていくというような考え方でございますけども。よろしいでしょうか。

笠原喜一郎君　稲茶の場合もそうですけども、作るということは、工場を作ったりすればそれでなかなか作ることにはできるんです。だけどそれを販売をするということは非常にやはり難しいことなんですね。で、稲茶の場合は失敗したと。今回の場合も、販売をどういうふうに作っていくかによって成功するかしないかが決まるわけですけども。先ほど飾一云々という話がありましたけども、その方は販売を主にしてくれるというふうに理解をしてよろしいわけですか。それについて直接でなくて、結局そこをしゃくなげ公社を通して飾一にまた委託販売を委託する、というようなかたちのしゃくなげ公社の位置付けというのはそういうものなんですか。そこをお聞きいたします。

商工観光課長　今、飾一の社長さんとの協議のなかでは、向こうの方に委託販売をするという考え方ではございませんで、向こうから大口の取引先、その他いろいろ関係するところがあるわけでございますが、そこらに紹介、斡旋をいただくというようなかたちで今のところは話がついておりますが。

議　長　ほかに。以上で質疑を終えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議　長　異議なしと認めます。よって第5款、労働費に対する質疑を終わります。休憩をします。3時55分まで休憩をします。

(午後3時40分)

議　長　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時55分)

議長 市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長 先ほどの牛木議員からのご質問でありますけれども、廃棄物減量等推進審議会、これにつきましては、ただ今調べました結果、16年10月1日付けで当時の六日町長の私と会長の牛木さんの連名で、合併協議によってこれを解散させていただきますと。それでなお解散前の審議会の開催予定はありません。ということでご通知申し上げておる。その調整のなかで、当然でありますけれども、旧六日町にあった条例は新しい市の条例には入っておりません。ですので、このことは全く根拠のない予算計上ということであります。

そこで皆さんにお願い申し上げるわけですが、6月補正にこの問題をきちんと洗い出して、私の責任も含めて補正提案をさせていただきたいと、そういうことでできればご了解いただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

牛木芳雄君 この160ページにも及ぶ例規集ですが、中を精査してみれば、なかなかやっぱりいろいろの不具合があったり、あるいは落ちがあったり、また間違いもあったり、多分するんだろうと思うんです。今までの六日町の条例でもやっぱり何年も何年もしてきたのが、違ってあったり、あるいは現実と合わなかったりとは、あるいはミスが見つかったりしたわけです。今回、合併のなかで多分短い期間できちんとするのはなかなか・・・そういう見落としもあったのかなというふうに私は思っていたんですが。そういうことで今、市長から答弁がありましたので、今後こういう頭脳集団の優秀な職員の皆さんですから、こういうことがないようにお願いをしたいなというふうに思っています。終わります。

市長 全く仰せのとおりでありますので、今後はまたきちんと引き締めて、条例にないことが予算に載ってくるなんてことだけは、絶対避けなければならないことになりましたので、本当に反省をしておりますが、よろしくお願申し上げます。

議長 予算審議を続けます。

第6款、農林水産費の説明を求めます。

農業委員会事務局長 (説明を行う。)

農林課長 (説明を行う。)

議長 農林水産費に対する質疑を行います。

中俣 誠君 1点だけちょっとお聞かせをいただきたいと思います。私ども六日町で大和のことがほとんどわからないんで、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。121ページ、加工用ぶどうの植栽事業補助金5,264万1,000円という相当の額が計上されております。説明は1.8ヘクタール、五箇地区で10アール380万円。こういうような説明だったですけど、1.8かける380万円が額にならないので、補助金が全額なのか、そうじゃなくてその差額分が何万円になりますか・・・そういう細かいこと等、これだけの事業ですのでどれだけの補助でどういう植栽を計画して、どなたがやろうとして、何軒くらいで

例えば五箇地区20軒とか、10何軒でやろうとして、共同組合を作るとかそういうふうになっているのか。その辺ちょっと私これ資料をいただきたいと思います。農業振興、それから観光振興、アグリコアの振興、全てがかかっているんで、ぶどう栽培はたいへん大切

なことだと思えますけれども。莫大な事業費ですので、ただぺらぺらと、反対するとかいいとか悪いじゃなくて、教えていただかないと困りますので、資料を出せないでしょうか。

農林課長 お答えいたします。これにつきましては、資料という話でございますが、一部かなりまた農家の皆さんからも負担金をいただいている部分もございますので、どのようなかたちで出せるか検討させていただきたいと思えます。計画的には造成工事と植栽工事というようなことで計画されております。それで植栽工事費の方が、大体1反歩あたり、レインカット方式というマンズワインさんの特許をとっておる、見るとそんなに大した資材じゃないがなと思うんですけども、特許製品ということで、何か金額が限定されていると。これにつきましては、越後ワインさんが事業主体になってやっている事業でございますけども。見積等をとると、それらの値段が出て来るということで、資材、苗木、それから土壌改良剤、これは堆肥入れてますけども、それらが大体1反歩180万円くらいになっております。それからこの事業につきましては、造成が必要になってくるということで、今回につきましては、耕作放棄と言いますか、荒れてるところをやはり今、適当な管理をしなければならないというようなことで、造成をするということで県の方から補助事業をお願いしているわけでございます。この事業費につきましては、造成等につきましては、当然基盤と造成費がいるわけでございますが、そのほかにこのぶどうが赤べとと言いますか、赤土と言いますか、それを必要とするということで、客土を行っております。客土費が結構お金がいるわけですが・・・

議長 農林課長、明日資料を揃えてから説明してもらえますか。今資料がなくて、口で言ってもあれだし、組合員が何人かそれだけお願いします。

農林課長 わかりました。ぶどう生産組合員は今、8人おられます。

中俣 誠君 私、資料は明日ということですのであれですけども。県、国からの補助金がどれくらいで、1.8ヘクタールでこれだけ補助するということですので、出せるか出せないか検討してということは、資料がないんじゃないかと、プライバシーの問題で出せるか出せないか検討しようとしているのか、それとも・・・これくらいの事業だったら資料が揃えてあると思うんです。だからどれだけの事業で、どれだけの補助があって、何軒でどういふのをして、事業主体はどこなのか、個人なのか、組合なのかという、その辺ことを教えてもらわないと。私、今回見当たらないで、見落としているのか今のところわかりませんが、今まで六日町でさんざん言っていたんですけど、農業の助成というのは非常にいいことなんだけども、ややもすると農業機械のリース事業なんかは一農家に多額の。一般の人はほとんどそれを使えないで全額個人負担で買っているわけですよ。だけれども、リース事業に農協と一緒に後継者だとか何だとかという、全額特定のところへ行ってしまう。そういうものに対してやっぱり一般農家からは、私らのところへ相当の批判が来るわけです。でも後継者育成のためには大事ですよとか、そういう説明をしているわけです。だからこれだけのものが、1.8ヘクタールに5,200万円といったら、物凄い莫大なわけですよ。それで植えた後に4年間7万円ずつ28万円、10アールあたりいくわけですよ。だからそ

ういうものが、私らは聞かれたときにやっぱり説明できなくちゃならないと思うんです。だからその辺を、今日駄目なのであればそれなりにきちんとプライベートで出せないところは塗りつぶしてもらっていいです。でも今まで六日町なんかでは、機械リースなんか個人名をちゃんと言いました。この方はこういう後継者がいてこうなんだから、といえ私ら言われたときは説明できるわけです。そこをきちんと教えていただきたい。

農林課長 はい、わかりました。資料は今手元にありますので、ちょっとこれ焼く時間をいただければ、焼いて配布させていただきたいと思います。

議長 明日、今言ったように金額が大きいから、きちんとしたものをそろえて出してください。

農林課長 はい、わかりました。

議長 では、35番、それで明日再質問でいいですか。

中俣 誠君 はい。質問があれば。

種村俊夫君 121ページの水田農業構造改革の件でお伺いします。昨年大和町の説明会では22.5パーセントで、毎年3パーセントずつ減らしていったら、さ来年には13パーセントになって。大和町においては、椎茸だとかスイカを栽培しているので、だいたい田んぼ自体は全部作れるという計画を示されました。それで2反歩以上の方が今までは転作があったんで、それを1反歩まで下げて、そういうことで皆で転作に協力してもらってやったら、今年は集約化が悪いとか、品質が悪いとか言って、県の言いなりになって、また去年と一緒だということと言われてそのままきたんです。本当は配分は少なくなってきたのかな。それをそういうふうにしたんですけども、そして今年あたりはこの地域間調整ということで、六日町地区は地域間調整でやってきたり、今年度はまた地震の関係で地域間調整の多分地震地域だとか水害地域の関係で地域間調整多分できるだろうということで、やってると思うんです。ですが実際問題として、そういうふうに進んでいくと説明と違うんですよね。それを私らは集落に行って説明せねばならないんですよ。なんでそうなるのかと。それをそのまま鵜呑みにしてもらって、県の言いなりになってもらっても非常に私は困ると思うんです。それでもう19年度には13パーセントで、大体の田んぼが作れるという説明をしたわけですから。それを今年ではできない、来年もできない、どうなるかわからんという今、話ですから。その辺を大和町はスイカだとかそういうことでもう、永久転作で非常に頑張ってきて、やっとそういうところになってきたのに、それでまた制度が変われば何にもならない。本当の実際の話で、そういう計画はどういうふうになっているのか、教えていただきたい。

農林課長 種村議員おっしゃられるように、大和町でも六日町でもそれぞれ協議会等を作るなかで検討して、できるだけ植えられるところでは植えていきたいというようなことで、努力目標として、13パーセントというのを上げております。市でもそれを当然引き継いでおりまして、できるだけ努力いたしまして、平成19年度に13パーセントでしょうか、を目標に上げて取り組もうということです。如何せん私も本年度まさか減ると言いますが、その生産数量が減ったということになるわけですが、晴天のへきれきであったわけです。そ

の理由につきましては、市長の方からもいろいろお話がありましたし、また私の方でもいろいろ話をさせていただいたところがございますので、それらを精査させていただいて、環境保全型の農業ですとか、担い手の育成ですとか、そういうものにつきましては17年度、重点的に農協さんと一体となって 農協もこの担い手の育成、また農地の集積というものが、何て言いますか、全国レベルの協議会で決められて、各単協で取り組みということになっておりますので、一緒に取り組みたいというふうに思っています。それで私どもの方は当初配分は確かに22.5パーセント、24パーセントということで配分させていただきましたが、これから17年度につきましては思ったほどまた多様な品揃えの数量も来なかったと。約860トンくらいしか来なかったというようなことで、10町歩くらいでしょうか、しか増えないというようなものです。ですが17年、18年、19年産米については、これらの部分についても、農協と一体となりまして、やはり最初から早い段階で協議等行うなかで多様な品揃え、また受注受者との結びつき枠というような部分で増やしていかないと、当然主食用の米というコシヒカリにつきましては、国の方がもう年々何万トン規模で減らして、今年も7万トン減ったわけです。これを魚沼全体のトン数に匹敵する量が減っているというなかでは、コシヒカリ一辺倒というようなわけにはいかないのかなということで、それらを踏まえて、最終的に年度が終わる頃には、やはり配分率が全体的にはある程度目標に近くなってきたというような配分、配分と言いますか、事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

種村俊夫君　そこで市長にお伺いしたいんですが。六日町は今まで地域間調整ということで、永久転作というかそういうことに、言い方は失礼ですが、あまり取り組んで来なかった。大和町の方々はスイカだとか椎茸、中山間を利用して、そういうのに取り組んできて、大分永久転作になってきた。そして前に市長は六日町方式の地域間調整でやりたいと言っておられ、まだそれを続けたいということをおっしゃられました。そして今年度はここに地域間調整の希望の申込書というのを私はもらってそしてこうやるんですが、もしこの地域間調整ができるのであればですよ、この市の方で大体作りたい田んぼを全部作って、その分の補助金と交付とか何かで、地域間調整でやらしてこのへんである程度作らせたらどうでしょうかね。そんなにどんと増えるわけじゃないし。去年大和町の場合は直ぐに水田に転換できる調査というものをやったんです。六日町さんなんかその調査方法が違ったということです。六日町の方は直ぐやるということで、こちらは直ぐに水田に転換できる、その調査方法が違ったということですが、しかしこういうふうに片や地域間調整でやって、片やそういうふうに別々に取り組んできたものがひとつになったわけですから、もし地域間調整に取り組むのであれば、もうそれで22.5だとか何か言ったって、今年はまだ10月15日の稲のでき具合によって、雪の多い年は豊作だって言ってますから、100超えた分が全部別の飼料の方へ廻されるわけですので。増えたとしても、減らすとか、そういう方針は市長、出ないですか。そうしないと今まで説明したことがみんな、また嘘をついた、というような話になりますので、何かこう進展できる、家に帰って集落で話できる、前進する話はないですか、市長。

市長 地域間調整を推進するという方向に変わりありません。ただ大和地域の皆さん方は今、おっしゃったように、非常にもう固定化していると言いますか、これ以上あまり作らなくても、そういうことをおっしゃってる大規模農家の方もいらっしゃいます。ですので、調査のなかでは、可能な土地がまだ200幾つあったらうかね、六日町の方は作りたいという部分が200幾つかだったですね。そういうアンケートの設問がちょっと両方で違っていただいているようにありますけれども。この200数十町歩を全て今回地域間調整で消化できるかといいますと、非常に難しいと思います。3月28日頃に小千谷さんを含めた被災地の皆さん方の数値が出てくると。これをどのくらい受けさせていただけるかですね。魚沼のなかには魚沼でということ、これはもう申し合わせでやっておりますので。ただ、今、その間にインターネットのホームページを止められているんです。全国に全然発信できない。要は県内のしかもその魚沼地域のなかの魚沼産コシヒカリを減産させちゃなんらんとということで、今、ホームページは閉じられていまして、全国に全く発信が今できないという状態です。全国に発信しても、なかなか去年は難しいことがありました。でもそれで諦めないで、やっぱり私の夢はこの地域に作りたい田んぼのところに全部米作れると。これを何とか実現したいという思いで、これからも頑張りますので、皆さん方からもまたご支援をよろしくお願いいたします。

中沢俊一君 1点お願いいたします。123ページの有機センターの件であります。一般質問でも概要は解りました。私なりにちょっと疑問がありますので、お聞かせ願いたいんですが。まずこの5億円という投資額にまずびっくりしております、しかもこの投資の内容ですね。私はその基礎部分、あるいは躯体部分、それから機械部分、特に機械部分がどれだけの投資か。これは見込み書を見れば修繕費は200万円しか盛ってないところを見ると、あまり機械部分に投資は少ないのかなというふうに私見ていまして、じゃあその機械部分の投資がなかったら、例えばその送風、ブローアとかの、設備をしなければ、後ろ部分が主なわけですから、熱源と言いますかね、窒素源とすると。なかなか熱が上がってこないということが、私は考えられると思います。籾殻や菌床であれば、一時的にパッと上がることがあったにしても、持続的な高温が保てない。そうすると例えば畑にそいつを散布したような場合は、牧草の種が、死なないままこの畑で大繁茂する可能性が私はあると思っています。そんなことで、まずもってその機械のどのようなシステムで高温を保つのか。まず聞かせて下さい。

それからもう1点ですけども、先般JA魚沼みなみの方で、特裁米と言いますか、あれの注文を取りました。募集しました。こういう取り組みのなかで、有機センターが果たす役割がもしあるのであれば、私はいいことだと思っています。先般の20トンでしたか、南魚沼市は割合と減ったわけですけども、じゃあ5,000トン増えたその新潟県のところでどういう取り組みをしているところが増えたか、それを調査してあるかどうか。特に旧六日町の場合はせいぜい年間100トンくらいの堆肥の割当ですから、あまり私どもは知らないんですけども、大和町の方で5,000トンからの堆肥の使用を見込んでいるわけです。その辺の

本当に農家との、何て言いますか、注文とかそういうことはしっかりやられているのかどうか。最初はそこだけちょっと聞かせて下さい。

農林課長　では前段の方でございますが、高温でそういうその種子とかそういうのが死滅されるようなシステムなのかと、こういう質問でございます。これにつきましては、前にもちょっと説明させていただいたと思いますけども、機械的には単純にトラクターのハローの大型みたいな機械で攪拌をいたしまして、酸素を供給するというようなことで、高気性の発酵菌が働いて約75度に温度が上がる設計になっております。なお、発酵棟については下の方に、下からも空気を送るための施設と言いますか、ラインと言いますかが入っております。それとまた発酵については30日、発酵と言いますか、一次攪拌が30日、2次発酵が30日と、60日発酵するわけです。その2次発酵についても、エアレーションというパイプで空気を送って、適度に乾燥度を図るということで、16年度の事業で取り組んだその発酵棟については経過していますし、来年度の17年度の保管棟につきましても、やはりある程度長期間堆肥を置くというようなことで、計画されておりますので、そこにつきましてもエアレーション、パイプを伏せまして、適度に空気を送って乾燥度の高い、ようするに堆肥を保管しておきたいということでございます。ですのでそういう各種の田んぼに撒いているいろいろなものが出てくるというようなことについては、今のところ心配ないと、専門の技術者と言いますか、メーカーさん等からはお話を伺っておるところでございます。

それからまず大和町では既に実際散布していたわけでございますが、大体スイカが主でございます。それからその他の畑作物等にかかなりの部分が撒かれておりまして、スイカ等の園芸作物が約100町歩、大体3トン、入れております。それで3,000トンになりますし、あとは茗荷沢新田、茗荷沢地区、21世紀型の圃場整備を行ったところで、約100町歩ほど散布がされているというようなことで、大和では大体4,500トンから5,000トン近くが消費されてきたということでございます。

中沢俊一君　大変いいシステムだという話ですけども、どこのそのモデルを確認した上で採用したのか。その実績を聞かせて下さい。私は実は15年間ほど自分で堆肥をこうして作ってきた人間ですから、余計心配な面があります。

もう1点ですが、では水田に対してのそれほどの、有機センターの果たす役割は、今のところ面積的には、というかこの南魚沼市の循環型のイメージを上げていく。そういう栽培してもいいその量を確保する方には、今のところあまり重きを置いていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

農林課長　モデルとなったところにつきましては、いろいろと研究させていただきまして、津南町さんの堆肥センターですとか、県外の堆肥センター等も見てきております。これは機械が直線式のオープンロータリー方式という方式で、全く農家の皆さん使うのが簡単ですし、維持管理も簡単というようなことで、取り組みをさせていただいております。それぞれの地域ではそれなりの実績等も上げておるということでございます。それからスイカが主で田んぼはあまり、というようなお話ですが、一応私どもの方では前にもお話をしていた

きました土づくりの委員会というなかで、JA魚沼みなみ、JAしおざわさん等から加わっていただきまして、あくまでも魚沼コシヒカリのブランドを維持し、これから高めていかなければならないというなかで、ある程度土作りを行って作ったコシヒカリですよ、というイメージを上げていきたいというようなことです。当然6,000トンくらいの堆肥ですと、南魚全体でなんてとても毎年毎年撒ける量ではございませんので、3年に1回とか。また堆肥も水田に毎年どんどんどん入れていいというばかりでもないそうでございますので、今のところは必要な量を必要な年数に入れて、ちょうど良くしていきたいというようなことで計画しております。これにつきましても今後また農協さん等とよく計画をさせていただきまして、名前等につきましても、使っていない田んぼで名前を使うというわけにもいかないでしょうということで、そこらへんについても、啓発的には有機資源を使った土でやってます、というようなものを進めていきたいと思っております。ただ残念ながら水田にはまだ撒ける状態ではないというふうに考えています。

中沢俊一君 さっきは答弁漏れがあったわけですが、他の県内の自治体で、こういう5,000トンの割り当てを増やしたところで、こういう循環型の農業に取り組んでいるところの確認をする用意があるか、またそういう調査したかどうか、それだけ聞かせて下さい。

農林課長 作る際にはいろいろと視察、研修等をさせていただいたわけでございますけれども、その後ちょっとまだ・・・(「5,000トンの配分をふやした件」の声あり)特裁米ですとか減々米とかそういうものを増やしたかという質問ですか。(「5,000トン増えたわけでしょう、県全体で。その枠の確認をする予定があるか」の声あり)失礼しました。生産調整の方ですよ。これにつきましては、5,000トンが、先ほどございましたように、県からきましたけども、それが全部増えたわけではございません。うちの方もまだそこまでは。何々市、何々市が若干増えたという数量の一覧表をもらっておりますが、今年どのような予定でこういう事業に取り組むということについては、まだちょっと調べておりませんので、今後また調査したいと思っております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。129ページの林道開設でちょっとお聞きをさせていただきます。よその、よそのというか大和の町のことですからあれですけども、私はあこを通る度に右側を見るとなかなか不思議な気持ちになるわけですけども。水尾の林道開設は4分の3が県からくるわけですけども、大体あとどのくらい 開設ですからね、どのくらいで終了するのか。それで当然終了したら今度は舗装というのにかかるわけですけども、その辺大体何年くらいのこの事業なんでしょうか。ちょっと聞かせて下さい。

農林課長 この事業につきましては、平成5年に始まりまして、平成27年度を終了ということでございます。なお舗装につきましては、開設工事するときと同じように舗装をやっております。

関 忠良君 2点をご質問申し上げます。まず第1点は、121ページの水田農業構造改革対策です。先ほども関連した質問がありましたけれども、今年から、今年というより、この新しい米政策のなかでしょうか、生産者自らの責任においてやれと、いうことでこの配

分なんか農協が主体になって配分通知がきているわけでありまして。農協さんは合併して3年か4年経つんでしょうか。そういう状況のなかでも、まだ六日町と大和町のやり方が違う、配分率も違う、こういう状況にあると思います。いずれにしても、この大和町と六日町の農家というのは、例えば五日町と今町なんかは、みんな入り組んでいるわけですよ。ところがやり方が違うという現実があるわけですが、いつ頃になったらこれ統一できるのか、そういう見通しをお聞かせ下さい。

それと同時に、新しい新食糧法では、売る自由作る自由ということは強調されたわけですよ。したがって、基本的にはみんな作っていいことになっているんです。ただ、今ほど論議がありましたけれど、この農業関係の補助事業、これは転作目標を達成しないと駄目ですよと、みんな縛りをかけられるために、仕方なく帳面を作りながら鉛筆舐めながら計画を作っているというのが現実だと思うんです。しかし私は本当の意味でこの魚沼コシヒカリを、南魚沼市が、生産者が作ったものを売る力もあるし、それなりの展望もあると思うんです。ただ法的に補助金情勢のなかで、縛りをかけられているために、農家の皆さんに苦力を強いっているというふうに思うんですけれども。そういうものと合わせて、いずれにしても22年にはこういう減反政策は止めようという方針なんですから、いずれにしてもこれが新しい市の、特にこの不況のなかで、私は魚沼市のなかでは農業と観光業しかないと思うんですよ、基幹産業というのは。したがってどうしてもこの道を切り開いていくという立場から、差し迫って22年にはもう減反は、国はもう責任とらないといっているし、農協さんに任せる。その代わり価格も保障しないから、作りたけりゃ作りなさいと、そのかわり売れる保障はありませんというのが、基本的には方針のようですけれども。そういう、国はそういう方針出しているなかで、南魚としてこの米作りの展望をどう捉えるのか、ひとつ所見を伺いたいということが第1点であります。

それから2番目は、127ページ、農村環境計画の策定であります。これは新規の政策のようではありますが、これをやらなければ土地改良ができないというような説明がありましたけれども、400万円で補助が2分の1だそうです。この中身を見ても、委託料が357万円ですから、ほとんど委託料ですよ。そうして策定委員会の報酬というのが15万4,000円。ということは、よそさんに計画を作ってもらったということですよ。本当にこういうことが法的にどうしても作らなきゃならんという義務付けられているのか。あるいはまた本当の意味でこれからの我々の地域の環境を守るためにどうするかということで策定委員会が本当に頭を絞って計画たてるのじゃなくて、専門家に任せてまあ作文を作ってもらおうということになると、私はあまり意味のなさない、本当の意味で農村地域の発展に寄与できるかどうか、ちょっと疑問が残るところあるもので、その点についてひとつ課長にお伺いするわけだ。

農林課長　それでは第1点目の、六日町と大和が、これから塩沢町さん入ってくるわけですが、統一の方向性ということです。この統一につきましては市長の方からもいろいろとお話があったように、当初、市ですから、一本の方がいいんでしょうけども、今までの取り

組みの内容がかなり違っていたということで、それが配分率に現れているということです。それで統一が直ぐにはできないというようななかで、今回2通りの配分をさせていただいたわけでございます。その当時はまだ塩沢町さんが一緒になるというようなことでなかったものですから、将来的には何らかのかたちで近づきたいというようなことを考えてはありましたが、ここにきてまた塩沢町さんが10月で入ってくるということになりますと、塩沢町さんは今26パーセント、配分率でやっているそうです。それで若干また施策的に南魚沼市と大分違う施策がちょっととられているという部分もありますので、直ぐには同じような状況で統一できない部分が非常に多いということです。この事業につきましてはとりあえず16年、17年、18年の3カ年の事業になっておりますので、19年になりますと、まだちょっとはっきりはわかりませんが、今の何か国の考えようですと、一日も早く自主的に農家の皆様が主体となってやって欲しいというような考え方等持っておるということでございます。ですのでそこらへんも踏まえて、また新しく塩沢町さんが加わるなかで、できる範囲のものについては統一を図るなかで検討して参りたいというふうに考えております。

それから、環境の調査というようなことで計画書を作るということになるわけですが、これにつきましては、なかなか素人がちょっといろいろの皆さんの意見を聞いて、取りまとめができるというようなシステムになっておりません。地域の気象条件、土壌の関係、それからいろいろな数値、データ等を用いて、今のこの地域の状況を把握したなかで、それからどういうようなかたちのなかで、この圃場整備等に取り組まなければならないか、というようなものを作っていくということになります。塩沢町さん等が、既に1年目終わりました2年目を今まとめ中というようなことでやっておるということで、照会させていただきました。そうしましたら、そういうような事業で専門業者　コンサルさんですか、に委託しないとちょっとこの事業は取り組めないというようなことで、委託料で上げさせていただいたものでございます。

議　　長　　あらかじめ農林水産業費の質疑が終わるまで時間延長して審議を続けます。

関　忠良君　農業水産費は先ほど保留している案件が明日に残っているので、今日、終わらないでしょう。資料は今日出すんですか。（「資料については明日」の声あり）だから資料が出なければ質問できないでしょう。それはまあいいです。

私はまず第1点目の問題はいずれにしても、いろんな問題があるにしても、これからはこの地域の力を集めて、やはり米を売る努力を市と農協でしなければ、国はかまってくれないんだということだと思えます。はっきり言って。したがって、幸い本当に日本一の米を生産する、できる条件があるんですから、私はもう100パーセント売ることは可能だと思えます。いくら全部作っても。ただ今は、絶対に市も農協もみんな補助事業のなかでがんじがらめに縛られているものでできないだけな話ですよ。そういうなかで私は本気になって、いくら米が3万円が高いとか2万4,000円が全国最高で一番高いなんていいですけども、コーヒー一杯だって300円、400円するのに、ご飯が70円、60円ですよ、一杯。絶対にそういう点ではね、確信を持って売る努力をすれば道は開けると私は思っていますの

で、ひとつそういう方向から市もひとついろんな面で力を入れていただきたいということを要望します。

それから2番目の問題ですけれども、専門家に任せなければ駄目だということになると、これはどうしようもないことなんですけれど。私の今の質問の趣旨ですが、これを作らなければ何か支障が出るんですか。200万円の負担をしなければならぬわけですよね。だからそういうことを含めて本当に計画策定をするんだったら、やはりこの地域の有識者や関係者を集めて知恵を絞らなければ、計画策定の検討委員会の報酬は15万4,000円で何人だか知りませんが、こんな会議なんて何本も持たれないと思いますよ。結局は他人が作った計画を認めるだけに、結果的になりはしないかということを私は質問するわけです。

農林課長 農村環境計画の方でございますけれども、先ほど話ししましたようにとても素人ではできないものではないということで、委託をさせていただくということです。これにつきましては、強制的にしなければならぬのかと、それを策定しなければ法律違反になるのかというようなことですが、これは法律で作れというようなことではございませんが、農林水産省の方では基盤整備事業等の取り組みの際に、事業採択を行う際にこういうものがきちんとできていないと、採択の順位が遅くなると言いますか、ほとんど駄目だというようなことでございます。うちの方もまだ基盤整備事業等に組み込む必要があるということで、この計画をさせていただいたものでございます。

議長 先ほど、この質疑終わるまでと言いましたが、35番議員の質疑が資料がなくて保留になっておりますので、今日はこれで打ち切って、明日また継続したいと思います。

中俣 誠君 先ほど議長権限で時間延長というふうに、これも審議が終わるまで時間延長という議長発言がありましたけれども、私の感覚からいくと、時間になりますかと皆さんにお諮りして、時間延長するかしらないかを決めて来たのが、今までの議事の進行だったと思います。いろいろの方法があるかと思うので、私が無知でわかりませんが、やっぱり諮って延長すべきではないかと思うんですけれど。もし局長さんがおわかりでしたら、こういうやり方もひとつの方法なのか教えていただきたいと思います。

議会事務局長 おっしゃるとおりでございます。時間延長についてお諮りをして決定をします。動議が出ればそこでそれもお諮りをするということになりますので、一応お諮りをしていただくというのが筋でございます。

議長 以後気をつけたいと思っております。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて、延会にしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定をいたしました。明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。

(午後5時00分)